

令和4年第3回

定例会会議録

会 期

令和4年9月6日（火）から
令和4年9月22日（木）まで

会 議 日

令和4年9月6日（火）
令和4年9月12日（月）
令和4年9月22日（木）

東串良町議会

令和4年第3回東串良町議会定例会（第1号）

開 会 令和4年9月6日 午前 9時30分
散 会 令和4年9月6日 午前10時01分

出席議員（10人）

1番 小川 香織	2番 児玉 勇治
3番 瀬戸山 譲一	4番 牧原 完治
5番 西園 貞美	6番 泊 重巳
7番 前田 隆	8番 上園 ミキ
9番 宮地 利雄	10番 田之畑 稔

欠席議員（0人）

会議録署名議員（会議規則第127条）

1番 小川 香織	2番 児玉 勇治
----------	----------

職務のため出席した者の職・氏名

事務局長 浜屋 啓子	書記 大園 保広
------------	----------

地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおりである。

町長 宮原 順	住民課長 田尾 勝
副町長 畠中 勇一郎	企画課長 中島 孝一
教育長 金久 三男	農地課長兼農業委員会事務局長 前田 秀一
会計管理者 有嶋 義昭	管理課長兼学校給食共同調理場所長 中小野田 輝幸
総務課長 江口 勝志	社会教育課長 吉留 潤一郎
農林水産課長 瀬戸山 雅樹	総務課長補佐 上野 史生
福祉課長 東水流 勝	代表監査委員 児玉 愛司
税務課長 西田 博文	
建設課長 寺園 竜二	

議事日程	別紙のとおり
会議に付した事件	議事日程のとおり
会議の経過	別紙のとおり

議 事 日 程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 議案第30号 東串良町過疎地域持続的発展計画の変更について
- 日程第 5 議案第31号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第32号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 議案第33号 令和4年度東串良町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第 8 議案第34号 令和4年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 9 議案第35号 令和4年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 議案第36号 令和4年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第37号 令和4年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 報告第2号 令和3年度東串良町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 日程第13 認定第1号 令和3年度東串良町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第14 認定第2号 令和3年度東串良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第15 認定第3号 令和3年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第16 認定第4号 令和3年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第17 認定第5号 令和3年度東串良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第18 認定第6号 令和3年度東串良町水道事業会計歳入歳出決算認定について

会 議 の 経 過

開 会 午前9時30分

議 長（田之畑）

ただいまから、令和4年第3回東串良町議会定例会を開会します。
本日の会議を開きます。

~~~~~

### ◆ 日程第1 会議録署名議員の指名

議 長（田之畑）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、1番 小川香織議員及び2番 児玉勇治議員を指名します。

~~~~~

◆ 日程第2 会期決定の件

議 長（田之畑）

日程第2 会期決定の件を議題にします。
お諮りします。
本定例会の会期は、本日から9月22日までの17日間としたいと思います。
御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。
したがって、会期は本日から9月22日までの17日間に決定しました。
なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付してあります案のとおりですので、御了承願います。

~~~~~

### ◆ 日程第3 諸般の報告

議 長（田之畑）

日程第3 諸般の報告を行います。  
本日までに受理した陳情の2件は、お手元に配りました陳情書の写しのとおり、総務民生常任委員会と教育産業常任委員会に付託しましたので、報告します。  
また、議長及び町長の報告は、お手元に印刷して配付してありますので、報告を省

略します。

- ~~~~~
- ◆ 日程第4 議案第30号 東串良町過疎地域持続的発展計画の変更について
  - ◆ 日程第5 議案第31号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
  - ◆ 日程第6 議案第32号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議 長（田之畑）

日程第4 議案第30号 東串良町過疎地域持続的発展計画の変更についてから日程第6 議案第32号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの3件を一括議題とします。

各件については、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

皆様おはようございます。

それでは、ただいま議題となりました議案第30号から議案第32号までを御説明申し上げます。

初めに、議案第30号 東串良町過疎地域持続的発展計画の変更について、御説明申し上げます。

東串良町過疎地域持続的発展計画の一部変更を策定いたしましたので、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条第10項の規定において、準用する同条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。よろしく願いいたします。

次に、議案第31号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

国民健康保険運営協議会会長及び委員を東串良町国民健康保険事業の運営に関する協議会会長及び委員に改めているため、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正するものでございます。よろしく願いいたします。

最後に、議案第32号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

国が育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にすることを目的として、育児休業の取得回数制限の緩和等を行ったことに伴い、条例の一部を改正するものでございます。よろしく願いいたします。

議 長（田之畑）

各件については、本日は上程のみとさせていただきますので、御了承願います。

- ~~~~~
- ◆ 日程第 7 議案第 3 3 号 令和 4 年度東串良町一般会計補正予算（第 3 号）
  - ◆ 日程第 8 議案第 3 4 号 令和 4 年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）
  - ◆ 日程第 9 議案第 3 5 号 令和 4 年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 2 号）
  - ◆ 日程第 1 0 議案第 3 6 号 令和 4 年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第 1 号）
  - ◆ 日程第 1 1 議案第 3 7 号 令和 4 年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

議 長（田之畑）

日程第 7 議案第 3 3 号 令和 4 年度東串良町一般会計補正予算（第 3 号）から日程第 1 1 議案第 3 7 号 令和 4 年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）までの 5 件を一括議題とします。

各件について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

それでは、ただいま議題となりました、議案第 3 3 号から議案第 3 7 号までを御説明申し上げます。

初めに、議案第 3 3 号 令和 4 年度東串良町一般会計補正予算（第 3 号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 7 億 7, 5 9 0 万 7, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出それぞれ 7 1 億 3, 1 0 0 万円といたしました。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」によるところでございます。

次に、地方債の変更は、「第 2 表 地方債補正」によるところでございます。よろしく願いいたします。

次に、議案第 3 4 号 令和 4 年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 1 8 6 万 4, 0 0 0 円を追加し、歳入歳出それぞれ 1 2 億 3, 6 9 8 万 8, 0 0 0 円といたしました。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」によるところでございます。よろしく願いいたします。

次に、議案第 3 5 号 令和 4 年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第 2 号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 6, 0 8 0 万 7, 0 0 0 円を追加し、歳入

## 会 議 の 経 過

歳出それぞれ10億3,724万9,000円といたしました。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところでございます。よろしくお願いたします。

次に、議案第36号 令和4年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ232万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ674万4,000円といたしました。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところでございます。よろしくお願いたします。

最後に、議案第37号 令和4年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ166万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ1億733万7,000円といたしました。歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるところでございます。御審議くださるようよろしくお願いたします。

議 長（田之畑）

各件については、本日は上程のみとさせていただきますので、御了承願います。

~~~~~

◆ 日程第12 報告第2号 令和3年度東串良町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

議 長（田之畑）

日程第12 報告第2号 令和3年度東串良町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とします。

町長の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

報告第2号 令和3年度東串良町財政健全化判断比率及び資金不足比率について御報告申し上げます。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定に基づき、健全化判断比率及び資金不足比率について、監査委員の意見を付して報告いたします。

まず、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質収支額が共に黒字であり良好な状態であります。

次に、実質公債費比率は、早期健全化基準25%に対し、本町は7.7%であり、

会 議 の 経 過

良好な状態でございます。

次に、将来負担比率は、早期健全化基準350%に対し、本町はマイナス76.9%であり、良好な状態でございます。

最後に、簡易水道事業から移行され、2年目となった水道事業の資金不足比率は、資金不足はなく、良好な状態でございます。

以上で、報告を終わります。よろしく願いいたします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

以上で、報告第2号 令和3年度東串良町財政健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを終わります。

~~~~~

- ◆ 日程第13 認定第1号 令和3年度東串良町一般会計歳入歳出決算認定について
- ◆ 日程第14 認定第2号 令和3年度東串良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- ◆ 日程第15 認定第3号 令和3年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算認定について
- ◆ 日程第16 認定第4号 令和3年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算認定について
- ◆ 日程第17 認定第5号 令和3年度東串良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- ◆ 日程第18 認定第6号 令和3年度東串良町水道事業会計歳入歳出決算認定について

議 長（田之畑）

日程第13 認定第1号 令和3年度東串良町一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第18 認定第6号 令和3年度東串良町水道事業会計歳入歳出決算認定についてまでの6件を一括議題とします。

各件について、町長からの提案理由の説明を求めます。

町長。

町 長（宮 原）

## 会 議 の 経 過

それでは、ただいま議題となりました、認定第1号から認定第6号について、第1号から第5号までは地方自治法第233条第3項及び同法第241条第5項の規定により、第6号については、地方公営企業法第30条第4項及び同条第6項の規定により議会の認定を付すため、ここに別紙監査委員の意見を付して、決算書並びに関係書類を提出した次第でございます。

初めに、認定第1号 令和3年度東串良町一般会計歳入歳出決算認定について、御説明申し上げます。

決算状況につきましては、歳入合計におきまして、予算現額68億5,783万4,000円、調定額70億2,477万7,643円に対し、収入済額69億4,071万4,928円でございます。

また、不納欠損額269万7,475円、収入未済額8,136万5,240円でございます。

次に、歳出合計におきましては、予算現額68億5,783万4,000円に対し、支出済額66億2,915万9,797円、翌年度繰越額6,917万5,000円、不用額1億5,949万9,203円でございます。よろしく願います。

次に、認定第2号 令和3年度東串良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、御説明申し上げます。

決算状況につきましては、歳入合計におきまして、予算現額11億1,539万1,000円、調定額11億8,367万2,084円に対し、収入済額11億4,979万6,605円でございます。

また、不納欠損額52万700円、収入未済額3,335万4,779円でございます。

次に、歳出合計におきましては、予算現額11億1,539万1,000円に対し、支出済額10億3,680万2,913円、不用額7,858万8,087円でございます。よろしく願います。

次に、認定第3号 令和3年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算認定について、御説明申し上げます。

決算状況につきましては、歳入合計におきまして、予算現額9億1,178万4,000円、調定額9億7,357万1,324円に対し、収入済額9億6,897万1,574円でございます。

また、不納欠損額88万9,950円、収入未済額373万390円でございます。

次に、歳出合計におきましては、予算現額9億1,178万4,000円に対し、支出済額8億8,160万6,095円、不用額3,017万7,905円でございます。よろしく願います。

次に、認定第4号 令和3年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算認定について、御説明申し上げます。

決算状況につきましては、歳入合計におきまして、予算現額417万5,000円、調定額612万3,137円に対し、収入済額612万3,137円でございます。

不納欠損額及び収入未済額は、共にゼロ円です。

## 会 議 の 経 過

次に、歳出合計につきましては、予算現額417万5,000円に対し、支出済額379万1,717円で、不用額38万3,281円でございます。よろしくお願いいたします。

次に、認定第5号 令和3年度東串良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、御説明申し上げます。

決算状況につきましては、歳入合計におきまして、予算現額1億699万円、調定額1億774万5,407円に対し、収入済額1億750万507円でございます。

また、不納欠損額はゼロ円、収入未済額は26万4,900円でございます。

次に、歳出合計につきましては、予算現額1億699万円に対し、支出済額1億695万3,982円で、不用額3万6,018円でございます。よろしくお願いいたします。

最後に、認定第6号 令和3年度東串良町水道事業会計歳入歳出決算認定について、御説明申し上げます。

収益的収入及び支出につきましては、収入予算額1億46万8,000円に対し、決算額1億697万734円でございます。また、支出予算額1億4,127万2,000円に対し、決算額1億1,647万3,936円、不用額2,479万8,064円でございます。

次に、資本的収入及び支出につきましては、収入予算額及び決算額はゼロ円。支出予算額4,403万6,000円に対し、決算額4,322万6,847円、不用額80万9,153円でございます。よろしくお願いいたします。

議 長（田之畑）  
総務課長。

総務課長（江 口）

今、町長のほうから、認定第4号 令和3年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算認定について、説明があったところでございますが、その中におきまして、支出済額379万1,717円と町長のほうが申し上げましたけれども、実際は、379万1,719円の誤りでございますので、訂正し、よろしくお願いいたします。

以上です。

議 長（田之畑）

これから一括して質疑に入りますが、各件については、特別委員会を設置し、これに付託を予定しておりますので、お含みの上、御質疑願います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

## 会 議 の 経 過

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

各件については、議長及び議会選出監査委員を除く8名の議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、各件については、議長及び議会選出監査委員を除く8名の議員で構成する決算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

引き続き、特別委員の選任を行います。

お諮りします。

決算審査特別委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定により、1番 小川香織議員、2番 児玉勇治議員、3番 瀬戸山譲一議員、4番 牧原完治議員、5番 西園貞美議員、7番 前田 隆議員、8番 上園ミキ議員、9番 宮地利雄議員、以上の8名を指名したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

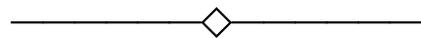
御異議なしと認めます。

したがって、決算審査特別委員は、ただいま指名したとおり選任することに決定しました。

これより決算審査特別委員会は、委員長及び副委員長の互選を行います。そのため、議長は決算審査特別委員会を議員控室に招集します。なお、決算審査特別委員会の年長委員は、前田 隆議員であります。

ここで暫時休憩します。

休 憩 午前 9時54分



再 開 午前10時01分

議 長（田之畑）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

決算審査特別委員会の委員長及び副委員長が決定した旨、通知を受けましたのでお

## 会 議 の 経 過

知らせします。

委員長に瀬戸山譲一議員、副委員長に宮地利雄議員、以上のとおりです。

~~~~~  
議 長（田之畑）

これで本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、9月12日午前9時30分より会議を開きます。

本日は、これで散会します。

散 会 午前10時01分

令和4年第3回東串良町議会定例会（第2号）

開 会 令和4年9月12日 午前 9時30分
散 会 令和4年9月12日 午後 2時38分

出席議員（10人）

1番 小川 香織	2番 児玉 勇治
3番 瀬戸山 譲一	4番 牧原 完治
5番 西園 貞美	6番 泊 重巳
7番 前田 隆	8番 上園 ミキ
9番 宮地 利雄	10番 田之畑 稔

欠席議員（0人）

会議録署名議員（会議規則第127条）

1番 小川 香織	2番 児玉 勇治
----------	----------

職務のため出席した者の職・氏名

事務局長 浜屋 啓子	書記 大園 保広
------------	----------

地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおりである。

町長 宮原 順	住民課長 田尾 勝
副町長 畠中 勇一郎	企画課長 中島 孝一
教育長 金久 三男	農地課長兼農業委員会事務局長 前田 秀一
会計管理者 有嶋 義昭	管理課長兼学校給食共同調理場所長 中小野田 輝幸
総務課長 江口 勝志	社会教育課長 吉留 潤一郎
農林水産課長 瀬戸山 雅樹	総務課長補佐 上野 史生
福祉課長 東水流 勝	
税務課長 西田 博文	
建設課長 寺園 竜二	

議事日程	別紙のとおり
会議に付した事件	議事日程のとおり
一般質問の目次	別紙のとおり
会議の経過	別紙のとおり

議 事 日 程

- 日程第 1 諸般の報告
- 日程第 2 一般質問
- 日程第 3 議案第33号 令和4年度東串良町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第 4 議案第34号 令和4年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 5 議案第35号 令和4年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 6 議案第36号 令和4年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 7 議案第37号 令和4年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

一般質問の目次

質問者	質問事項	掲載ページ
上園 ミキ	1. 小中学校の設備及び行政が管理する設備等に対する点検について	p. 1～
	2. 福祉バスについて	p. 7～
	3. 複合施設について	p. 10～
	4. 放置船について	p. 11～
児玉 勇治	1. ふるさと納税について	p. 13～
	2. 学校の安全点検について	p. 16～
	3. 変遷を迎える中学校部活動への対応について	p. 17～
小川 香織	1. 戦略課の設置と人員配置及びビジョン策定について	p. 19～
西園 貞美	1. 街灯（避難誘導灯）について	p. 35～
	2. 廃船について	p. 36～
瀬戸山 譲一	1. 財政と事業計画について	p. 40～
	2. 入札制度について	p. 44～
	3. 福祉の充実について （南大隅町社会福祉協議会の調査に基づいて）	p. 46～
	4. 農業危機と食糧危機について	p. 50～
宮地 利雄	1. 安倍元首相の死去に伴う国葬への対応について	p. 53～
	2. 新型コロナウイルス感染症による自宅療養中の町民への支援について	p. 55～
	3. インボイスと畜産農家について	p. 56～
	4. インボイスとシルバー人材センターについて	p. 57～
	5. 旧統一教会（世界平和統一家庭連合）による霊感商法の町内の被害状況について	p. 60～

会 議 の 経 過

開 会 午前9時30分

議 長（田之畑）

ただいまから、本日の会議を開きます。
直ちに議事に入ります。

~~~~~

### ◆ 日程第1 諸般の報告

議 長（田之畑）

日程第1 諸般の報告を行います。

先般設置された決算審査特別委員会の正副委員長の交代がありましたので、報告します。

9月7日に開催された決算審査特別委員会において、瀬戸山委員長の辞任願が許可され、同日新たな互選が行われました。このことにより、委員長に宮地利雄議員、副委員長に児玉勇治議員が決まりました。

これで、諸般の報告を終わります。

~~~~~

◆ 日程第2 一般質問

議 長（田之畑）

日程第2 一般質問を行います。

順番に発言を許します。

8番 上園ミキ議員。

8番 上園議員。

8 番（上 園）

おはようございます。

それでは、通告のとおり、順次質問をいたします。

1番目の小中学校の設備及び行政が管理する設備等に対する点検についてであります。7日の補正予算説明会の折、一部については管理課長より写真つきで説明をいただきました。記録として残しておきたいという思いがありましたので、通告に従いまして質問をいたします。

8月初め、元池小の教頭先生だった方が曾於市内の小中学校で不慮の事故でなくなった記事を目にしました。とても残念に思うとともに、最近では防球ネットの支柱が倒れ、死傷する子供がいたり、学校現場が安全であるということ、安心感というのを併せ持っておりますけれども、どこでも事故が起きるのだなということも改めて痛感した次第でございます。

そこで今回、文科省から学校の設備総点検の通知が来たと思いますが、安全性の確認は

会 議 の 経 過

されたのか、まずお尋ねいたします。

議 長（田之畑）

教育長。

教育長（金 久）

お答えいたします。

8月9日に曾於市内の学校において、校庭のイチョウの大木の枝が折れて、木の下で作業をしていた校長が下敷きになり、死亡するという事故が発生したことは誠に残念でなりません。教育委員会としましては、事故発生の翌日の10日に、町内全ての学校の樹木について、目視による点検調査を行うとともに、ドローンによる空撮を行ったところであり、文部科学省からは、県教育委員会を通じて、8月12日に学校における樹木の安全確保について、通知があったところでございます。

以上です。

議 長（田之畑）

8番 上園議員。

8 番（上 園）

それでは、2番目に、その点検された結果をお伺いいたします。

議 長（田之畑）

教育長。

教育長（金 久）

点検した結果、小枝が折れていたりした樹木もあり、立入禁止等の緊急措置を施し、子供たちの安全確保を図るよう学校に指導したところであり、今回の補正予算に各小中学校の樹木を剪定すべき額を計上させていただいたところでございます。

議 長（田之畑）

8番 上園議員。

8 番（上 園）

その点検結果は、異常とかそういうところは見当たらなかったのでしょうか。それと点検の仕方、町独自、教育委員会独自でされたのか、それとも県の診断に必要な指針か何かあって、それに基づいてされたのか、どうでしょうか。

議 長（田之畑）

教育長。

教育長（金 久）

学校保健安全法第27条においては、学校の施設及び設備の安全点検を実施しなければならないとし、学校安全保健法施行規則において、安全点検は学期1回以上、点検しなければならないというところであり、樹木については学校安全保健法には、記載されていないところでもあります。

今回の事故を受け、教育委員会としましては、目視による安全点検とドローンによる空撮を行い、緊急に樹木を伐採しなければならないというのは、確認をしなかったところでございます。

議 長（田之畑）

8番 上園議員。

8 番（上 園）

いわば今後事故を未然に防ぐためにも、児童や保護者、専門家を含めた多面的な視点から点検を行うということは考えていらっしゃるのか、そこら辺のところをお伺いいたします。

議 長（田之畑）

教育長。

教育長（金 久）

学校の安全点検につきましては、現在、教職員が中心となって、月1回安全点検を行っているところであり、もちろん児童生徒においても安全点検を実施するということは、極めて重要なことだと思っているところでございます。

以上です。

議 長（田之畑）

8番 上園議員。

8 番（上 園）

いわば点検をする頻度ではなくて、どういう点検をするか。どれだけ質の高い点検をするのかというところが私は大事じゃないかなというふうに思っているんですが、私が見たところ、中学校の体育館、大分古いですよ。あそこら辺の調査というのはされたのか。建物についても、樹木だけじゃなくて、建物についても調査をされたのかというところを一応伺っておきたいと思えます。どうでしょうか。

議 長（田之畑）

管理課長。

会 議 の 経 過

管理課長兼学校給食共同調理場所長（中小野田）

お答えいたします。

建物の調査につきましては、令和3年におきまして、長寿命化計画にのっとり、そこで調査済みでございます。また耐震も平成22年に行っておりますので、耐震のほうも十二分に耐震計画に基づいて検査を行っております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

8番 上園議員。

8 番（上 園）

課長の話では、調査をしたということですが、その調査の結果はいかがだったんでしょうか。そこら辺のところを教えてくださいがあればありがたいんですが。

議 長（田之畑）

管理課長。

管理課長兼学校給食共同調理場所長（中小野田）

お答えいたします。

調査の結果につきましては、長寿命化計画の折に業者からA・B・C・Dランクで結果が出てきております。もちろん耐用年数に応じた補修等が必要だと考えております。それにつきましては、毎年財政当局と話をしながら一つ一つ安全性を基に補修をしている状況でございます。

以上です。

議 長（田之畑）

8番 上園議員。

8 番（上 園）

体育館等もそうなんですが、ほかのところの校舎、いわば建っている建物の軒下とか、そういうところは目視でされたんでしょうか、どうでしょうか。そこら辺のところの調査はどうだったんでしょうか。

議 長（田之畑）

管理課長。

管理課長兼学校給食共同調理場所長（中小野田）

お答えいたします。

会 議 の 経 過

軒下につきましては、年1回、学校訪問時に学校の管理職及び事務官と学校を回りまして、軒下等の確認をしております。6月に柏原小学校の体育館の軒下が劣化したところがございます、そこも早急に確認いたしまして、補正で修理をしたというわけでございます。

以上です。

議 長（田之畑）

8番 上園議員。

8 番（上 園）

先ほど言いましたように、いわば点検の頻度ではない、質の高い調査をすることが大事だということは私が言うまでもなくお分かりだと思いますが、そういうふうに調査されて、そういう修理をしなければいけないというようなところが出てきた場合は、早急に修理をするような対応策を取っていただきたいというふうに思っております。

それから、3番目の危険を伴うような自然木、植樹木はなかったかというところでお尋ねするところなんです、これは写真をもってドローンで撮ったところを課長より説明を受けて見せていただきましたので、そこら辺のところの答弁は要りません。大体分かりましたので、それなんです、植樹木というのはどうなんですか、ほとんどが記念木、記念樹というような形で植えられたものが多いのかどうかというところを一応伺っておきます。

議 長（田之畑）

管理課長。

管理課長兼学校給食共同調理場所長（中小野田）

お答えいたします。

全てが記念樹ということではないと考えております。池之原小学校であれば、ケヤキ、イチョウ、ここが学校の設立当時に、その何年か後に植えられたものということは認識しておりますけれども、全ての学校の樹木が記念樹ということでは、教育委員会も全てのもの把握をしていないのが現状でございます。

以上です。

議 長（田之畑）

8番 上園議員。

8 番（上 園）

そうやって一旦植えてしまえば、なかなか取り除くということも困難になろうかと思えます。また植えた人にとっては、記念木みたいな感じで寂しい、それを取り除くとなれば寂しい思いがするということもありまじょうし、またこれからは少子高齢化の中で、そう

会 議 の 経 過

いった形で植えていくということも考えものじゃないかなと、誰が後を感じるんだろうかと、子供たちが少なくなっていく中で、そういうものを植えて誰が管理をするんだろうかと、いわば残った人たちで管理をしていくという方法もあるでしょうけれども、私がここで一つ提言をしたいのは、いわば卒業生なりとか、20歳を迎えた人たちが何かをしたいとなったときに、卒業生は時計なりとか、私の子供たちもそうだったんですが、そういう記念木よりも時計とかそういうものを贈ったほうがいいんじゃないのかなというところで話し合われたことがあったんですが、将来的なことを考えるのであれば、石碑も考えられるんじゃないのかなと。石碑、石でつくった記念になるような、そういうものを安全性の面から考えても、そのほうがいいんじゃないのかなと思うんですが、これはあくまでも寄付をするという人たちの考え方ですね。これを私のほうからどうこうということは言えませんけれども、何かの機会にそういう記念木じゃなくて、記念碑というのも考えていただいて安全性の確保というのもしていただきたいなというふうに私は思うところであります。

4番目の目視でしたのかというところでございます。先ほど教育長より目視でいたしましたという回答がございましたので、これも答弁は要りません。

それから5番目に町長にお尋ねいたしますが、行政管理する設備や樹木等の点検はしているのかというところで町長に一応お願いいたします。

議 長（田之畑）
町長。

町 長（宮 原）

おはようございます。

お答えします。

庁舎を初め、保健センターや総合体育館、そして総合センター等の公共施設については、警備業務や浄化槽管理業務、消防設備点検業務、空調設備管理業務、電気工作物管理業務等の設備点検を年間業務行事として実施しております。

また、突発的な修繕等についても保守会社等と連携しながら随時修繕等を行っております。公共施設が年々老朽化していることから、年間修繕費用や機械、器具等含め、更新業務を増加しているのが現状でございます。

次に、公共施設の樹木の点検についてですが、随時職員が目視確認し、可能な範囲で職員が剪定作業を行っております。職員による作業が困難である場合は、業者へ発注しております。また、今後は、専門業者による点検が必要であれば、実施すべきと考えているところでございます。

以上です。

議 長（田之畑）

8番 上園議員。

8 番（上 園）

いわば行政のほうとしてもちゃんと点検はできている。そのときに不備が見つかったときにはちゃんと修繕等を施しているというような町長の話でありました。やっぱり大事なことは必要であるならば、専門家を交えた調査というのも積極的にやっていただきたい。安全確保のためにはやっぱりそういうことが大事じゃないかなというふうに私は思うところであります。いろんなことがある中で、町長と教育長との連携が大事じゃないかなというところを思うわけなんです、町長、そこら辺のところはうまくいっているでしょうか、お尋ねいたします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

先ほど答弁しましたけれども、この曾於市であった校長先生が亡くなったことについて、すぐに新聞に載ったのを、名前を見て驚きまして、本当に先生の御冥福を祈りたいと思っております。役場に来た当初、すぐ3階に上がりまして、教育長にすぐ申入れをしまして、教育長なんか目視でもいいから巡回してくださいということを申入れしまして、その連携は取れております。設備の整備、点検、修繕など予算が伴うものも多くございますので、教育長から予算確保の申入れ等がある場合もございますので、私が整備等の指示をする場合もございます。予算を伴わない場合においても、教育長から報告はございますので、連携はしっかりとできているものと考えております。

以上です。

議 長（田之畑）

8番 上園議員。

8 番（上 園）

今、町長の答弁を聞いて安心しました。やっぱり一方は、子供たちの大事な命を預かっている学校現場、そういうところに、もし何かがあった場合は、責任を問われるということも出てくるだろうというふうに思いますので、そこら辺のところはしっかりと連携を取ってやっていただきたいというふうに思っております。

それから、これから先3点の質問については、私たち議会は、町民との語る会をしました。その中から町民から出てきた問題指摘でございます。そこら辺について質問をいたしますが、福祉バスについてなんです、町長が寄附金で福祉バスを買ってあげると言ったという話が出てきまして、私のところにも以前からその話は届いていたんですが、そこら辺の考え方について、町長の答弁をお願いしたいと思います。

議 長（田之畑）

町長。

会 議 の 経 過

町 長（宮 原）

お答えします。

令和2年に寄附金1,000万円ございまして、町老人クラブ連合会の会合の折、福祉バス購入に関する私の発言につきまして、その後の対応についてのお尋ねであろうと思います。現在使用中の福祉バスについては25人乗りで、福祉センターのお風呂の利用の方に利用していただいております。大変喜ばれているところでございます。現在は、コロナ禍によりまして、研修視察等の老人クラブ活動が以前のように実施できない現状でもございますが、本来は、この福祉バスは町老人クラブの各15単老の研修視察等にも利用しているところでございます。

以上、御説明しましたとおり、福祉バスは今後も継続して運営していきたいと考えております。

また、更新の時期が来ました場合は、新規購入を含めて検討してまいりたいと考えております。

以上です。

議 長（田之畑）

8番 上園議員。

8 番（上 園）

その更新の時期、それはいつ頃になるのか。町民からは、町長が発言を、そういうふうを買ってあげるよといった場合は、明日にでもすぐ買ってもらえるというような錯覚を起こすわけですね。だからまだか、まだかって町民はせかすわけなんですね。だからそこら辺の、いつぐらいがどうだから、だからそのときに買いますよとか、そのプロセス、手順、そういうものをしっかりと示していただければ、町民も納得をするのじゃないかな。町報等にもそこら辺のところを福祉バスはこういうふうで購入いたしますとか、こういう時期が来たらどういうものを買いますとかというようなやっぱりその手順、プロセスをちゃんと示していただければありがたいかなと思うんですが、まずいつぐらいに購入予定であるのかというところを示していただければありがたいんですが。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

今、説明しましたけれども、とにかくバスを先買うかといったときに、車庫たるものがなかったものですから、今、バスを入れる車庫を、今建設中の防災施設の管理棟も今建設中ですけど、屋根を高くしてくれんかということで、そのバスの車庫も兼ねてちょっと考えておりますので、これが出来上がった後、来年の発注になるかなと思うんですけれども、令和5年度以降だろうと思いますので、そこはそこでまた検討させていただければあり

会 議 の 経 過

がたいなと思っております。

以上です。

議 長（田之畑）

8 番 上園議員。

8 番（上 園）

来年、購入をするというような町長の中での構想でしょうけれども、大きさは、今のバスと同じようなバスでしょうか、どうでしょうか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

せめて最低25人は乗るバスが欲しいなと思っております。ただ、老人だけじゃなくして、議会とかいろんな研修先でそれを利用させていただきたいという思いはありますので、できるだけそういうちょっと大きい目のバスを、小さなバスも並行してまた買えればいいなと思っております、そういうことでございます。

以上です。

議 長（田之畑）

8 番 上園議員。

8 番（上 園）

私が思うには、せつかく更新をされるのであれば、買い物弱者がいますよね、岩弘から柏原までですよね、買い物に行きたいけど車がないから行けないという人たちがいらっしゃる。その人たちのためにも、小さ目の8人か10人乗りぐらいのを2台ぐらい買えたらいいのになど。1台はそういう人たちのために使うとか、1台は老人のお風呂に行く人たちのために使うとか、いろんな用途があるでしょうけれども、2台ぐらいは欲しいなど。私はせつかくだから私のところには財源も良好だという報告もありましたので、そこら辺のところは町長どうでしょうか、そういう考えは持っていないでしょうか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

議員おっしゃるとおり、そういう小回りのきく、ちょっと小さ目のやつもまた購入しようかという考え方でおりまして、今、老人福祉バスも物産館にも寄るように指示しておりますので、買い物弱者というか、そういう形でそういうふうにご利用させていただければあ

りがたいなと思っております。

以上です。

議 長（田之畑）

8番 上園議員。

8 番（上 園）

買い物弱者への対応ということも考えてくださっているというところでもございましたので、それでは複合施設についてですね、この話もどうなっているんだろうかという話が出ましたので、複合施設の構想の進捗状況、どういうふうに町長は考えていらっしゃるのかというところをお伺いいたします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

複合施設の建設に向けた協議が一時中断しております。現在、新型コロナウイルス感染症、感染拡大の影響によりまして、各種会合や各種補助団体の総会のほとんどが書面開催されるなど町民や関係者など、多くの方々が集まる機会を制限している状況でございますので、一時中断の理由でございます。複合施設の建設に向けた動きを本格的にスタートさせる場合、まずは複合施設の基本計画、基本設計業務を進めていくことになりまして、委託業務の予算を確保しなければなりません。

委託業務内容につきましては、町民の方々の意見も取り入れるため、町民ワークショップやアンケート調査を行いつつ、複合施設、建設に向けて推進体制を構築していかねばならないと思っております。どうしても町民の方々を交えての会合の設定も必要となるわけですけれども、コロナの感染拡大の波が継続している状況下におきましては、なかなか困難な状況であります。コロナ感染症の今後の動向を踏まえまして、町民の皆様の健康にも配慮しつつ、令和5年度の当初予算に基本計画、基本設計業務委託関連予算を計上するかどうかの判断を年明けに判断したいと考えております。

以上です。

議 長（田之畑）

8番 上園議員。

8 番（上 園）

コロナを理由に中断しているということでありましたけれども、計画の中身を詰めていくには、コロナは関係なくて、町長サイドでできるんじゃないかなというふうに私は一瞬思ったところなんです、いわば何十年も前の話なんです、本町で県Pがあったんです

会 議 の 経 過

よね。そのときに反省の中で出てきた話だったんですが、本町は施設が総合センターであったりとか、池小の体育館であったりとか、柏原の小学校であったりとか、一緒の車に乗ってきてばらばらに下さなならんかったって。場所も看板は立っていたけれども行き着くまで時間がかかった。これら近くにあるなりとか、そういう施設があったら助かったのになというような反省の弁も出ました。そのときから複合施設というのは、話が出ていたんですが、途中で立ち消えになったりして、運転手さんが非常に下ろして、一緒の車で来て、一緒の会場には入れたらよかったんですが、やっぱり分かれて会合に出席するというようなときになったときに、やっぱり運転手さんが非常に苦労されたというような話があって、複合施設については、何とか町長の任期中にめどをつけていただくか、完成するような形で進めたいというふうに思うんですが、どうでしょうか。そういう意気込みはありますか。

議 長（田之畑）
町長。

町 長（宮 原）
今、意気込みとおっしゃいました。私の任期中には、この青写真たるものをぜひお示ししたいと思っておりますので、今言いました令和5年度には当初予算にそういうのを考えておりますので、どうか御協力いただければありがたいなと思っております。

議 長（田之畑）
8番 上園議員。

8 番（上 園）
ぜひ、前向きにこのことは進めたいというふうに思っております。
それから、最後の質問になりますが、放置船、これを放置船と言っているのかどうか分かりませんが、私たちは5年前に住民から苦情がありまして、廃船なのか、置き場に困った船なのか分からない状態を委員会で調査しました。解決した船もあったというふうには聞いておりますが、今も放置船があるような状態であるが、このことで、町として何とかできないものかというところを町長にお伺いしたいと思います。

議 長（田之畑）
町長。

町 長（宮 原）
お答えします。
柏原地区の松林付近の放置船舶につきましては、議員言われますとおり、平成29年8月の防災・減災特別委員会で問題提起をいただいております。状況といたしましては、公衆トイレ付近から肝属川河口の間の国有地、県有地、町有地にそれぞれ放置船舶がありま

会 議 の 経 過

して、平成29年7月に国、県、町によります放置船舶検討委員会を発足し、定期的な検討会を開催し、放置船舶解消の取組を行ってきているところでございます。具体的には、各関係機関合同による船舶所有の調査を実施いたしまして、所有者が特定された船舶手には、撤去勧告を実施し、また所有者不明の船舶につきましては、関係者への聞き取り調査、広報紙による啓発及び看板等設置などによる対策を講じてきたところでございます。

当初109隻の放置船舶があり、令和2年度時点では合計で57隻、そのうち、所有者不明は42隻と減少傾向でありましたけれども、今年の1月に再調査を行ったところ、今現在は、放置船舶63隻で、そのうち所有者不明が40隻を確認しているところでございます。現在、町といたしましても、キャンプ場、ドームハウス、相撲場、MARUMARINEと年次的な整備を図っております、観光客誘致の対策も講じておりますので、放置船舶は環境美化の観点からも重要な問題だと認識しております。

このことは、毎年開催されます県大隅地域振興局との懇話会においても放置船舶について共通認識を図っているところでございます。今後も引き続き、漁協及び各関係機関と連携を図りながら放置船舶の解消に向けた取組に努めているところでございます。

以上です。

議 長（田之畑）
8番 上園議員。

8 番（上 園）

見た感じ、非常に見苦しい限りですよ、ああいうものがあるというのは。せつかく町長が柏原のああいうところを整備されているのに、そういう船があるということ自体が、漁業者の皆さん方に対しても印象が悪くなるんじゃないかなというふうな危惧もいたしますが、この船を景観上、どこかに移動させるというような、見えないところに隠すというんじゃないですけども、移動はできないものか。そこら辺のところは、話し合いは出てこないのか、そこら辺のところをちょっとお尋ねいたします。

議 長（田之畑）
町長。

町 長（宮 原）

放置船舶につきましては、長年使用していない船舶であっても所有権があり、容易に処分できず、特に所有者不明の船舶については、検討会においてもこれまで有効な解決策が見当たらず、苦慮しているのが現状でございます。近年MARUMARINE周辺において、整備を進めている中で、放置船舶が景観を損なっていることは、私も以前から問題視しております、喫緊の課題だと強く思っております。

昨年担当課には、観光客から見えるトイレ周辺の放置船舶だけでも行政により移動はできないものか、弁護士相談や再調査について指示を出したところでございます。

その上、弁護士さんの話では、放置船舶の問題は、全国的な問題であり、船舶の処分は

難しいものの、移動は可能であるとの回答を得ているところでございます。ただし、移動に際して、移動時に破損する可能性もあるため、現存価値の査定をしておくことや、作業過程の写真を撮っておき、所有者が現れたときに対応できるようにしておくことが必要だとアドバイスをいただいております。

併せて、放置されている場所が国、県、町とそれぞれ管理者が違うことや、また所有者不明の船舶も多いことから、放置船舶の査定を行える業者選定や移動に係る費用負担をどうするかなど、難しい問題も多々あるようでございます。

放置船舶の移動については、本年度の検討課題でも議題として協議させていただきたいと思っております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

8番 上園議員。

8 番（上 園）

いわば持ち主が分からないものをそのまま放置されていて、その手のつけようがないというような問題等があるようでございますが、やっぱり弁護士さんと相談の上、まちにとっては大変厄介な問題ですよね、持ち主が分からないのをずっとそのまま置いておく。置いておっても腐れていくわけですので、だからそれを移動するときに破損した。持ち主が分からないから破損しても文句は言えないわけですよね。だからそこら辺のところ、兼ね合いはどうなるのかなというふうに一瞬思ったところなんですけど、せっかく柏原の松林がきれいになって、人が集まるようになった。そういうことを考えたときに、やっぱりこの放置船というものの解決というのは早めにしていただきたいなというふうに私は思うところであります。町長の答弁も一応納得はいたしましたけれども、今後の成り行きを見守っていききたいというふうに思っております。

これで私の質問は終わりたいと思っております。どうもありがとうございました。

議 長（田之畑）

それでは、2番 児玉勇治議員の発言を許します。

2番 児玉議員。

2 番（児 玉）

通告に従いまして、3点質問をさせていただきます。

まず1点目は、ふるさと納税についてであります。

平成20年に約200万円で始まったふるさと納税が令和3年度は、本町への納税額が約11億6,800万円となり、これは過去最高の寄附金でした。これはひとえに職員の努力と東串良町へ納税したいという人たちがいたからだったと思っております。令和2年度が約8億9,500万円であり、令和3年度は1.3倍の伸び率になったわけですが、その要因は何だったのだろうかとお尋ね申し上げます。

会 議 の 経 過

議 長（田之畑）
町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

ふるさと納税担当者及びスタッフが日々知恵を絞り、リピーターの確保や広告、そのほかにも様々な取組を行いつつ、業者との信頼関係の構築、連携が功を奏し、ウナギの返礼品を希望した寄附が大幅に伸びたことが要因であると考えております。

以上です。

議 長（田之畑）

2番 児玉議員。

2 番（児 玉）

ただいま好調な原因を聞いたわけですが、約11億6,800万円の寄附金のうち、返礼品や運搬費、その他いろいろな全ての諸経費を引いた金額、すなわち本町には納税額が幾ら残ったかをお尋ね申し上げます。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

令和3年度のふるさと納税寄附金から関係諸経費を除いた残金は5億2,960万6,000円でありました。

以上です。

議 長（田之畑）

2番 児玉議員。

2 番（児 玉）

ただいま金額が示されたわけですが、寄附金は文化財保護、環境保全、子育て支援等の使用目的に制限があるか分かりませんが、令和3年度で、このふるさと納税応援基金を一番何に使用されたかを伺います。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

会 議 の 経 過

令和3年度では、ふるさと応援基金から1億4,100万円を繰り入れて業務を実施いたしました。充当額の大きかった事業を上位から申し上げますと、物産館多目的広場整備事業に約1,800万円、有機堆肥センター機械購入事業に約1,700万円、町内案内標識設置事業に600万円、それと奨学資金貸付事業に600万円、電子黒板等購入事業約500万円という実績でございます。

以上です。

議 長（田之畑）

2番 児玉議員。

2 番（児 玉）

本町には、毎年限られた地方交付金等の金額が入ってきます。しかし、ふるさと納税は、その自治体の努力により金額が決定します。だから、収入が毎年異なるわけです。数年後は、収入額が半分になるかも分かりませんし、また倍になっているかも分かりません。返礼品は今、ウナギと黒毛和牛が人気だと思うのですが、そこで私が提案したいことがあります。ふるさと納税事業者には31の協力事業者があるそうですが、その協力を得て、町独自の返礼品、プライベートブランド、すなわちPBですね。その開発は考えていないかということです。もちろん事業者の協力なしでは困難だと思うのですが、東串良町の焼酎に東串良之郷（ひっくらのさと）、東串良町の名目が入ったPBもあるわけですが、この開発については、町長はどのように考えているかをお尋ねします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

現在におきましては、本町独自のプライベートブランドの商品化の予定はございませんが、町内のふるさと納税返礼品の各事業者の皆さんが規模の大小はありますけれども、様々な工夫をして生産加工を行い、対応可能な範囲内で頑張っておりまして、年々寄附額も増加しているところでございます。

また、本町返礼品の中には、町商工会オリジナル焼酎として、今、議員のおっしゃいました令和2年10月から町内の取扱い店舗で販売している東串良之郷（ひっくらのさと）がでございます。東串良町内産のお米となつほのか、それとサツマイモ、黄金千貫の仕込みがなされ、焼酎づくりで重要となる杜氏の方も本町出身でございます。そういうこだわりのある焼酎でございます。今後におきましても返礼品につきましては、引き続き各事業者の創意工夫に基づきまして、このような流れで取り組んでまいりますけれども、その沿線にある将来的にはプライベートブランドの商品構築に向けた動きに発展する可能性もあり得ることを申し添えていただきたいと思いますと思っております。

以上です。

議 長（田之畑）
2 番 児玉議員。

2 番（児 玉）

私はすごく心配性です。この多額の寄附金はいつまで続くんだろうか。もし半減したら多くの事業ができなくなるのではないだろうか、そんなことを考えると、PB、町独自の開発は非常に大事だと思いますので、この点はもう1回執行部のほうで考えていただければと思うところです。

今年8月末までの納税額は幾らぐらいになるのか。最終的に今年度の見込みはどれぐらいを予想されるかをお尋ねします。

議 長（田之畑）
町長。

町 長（宮 原）

今年度8月末までのふるさと納税額は、約4億5,000万円がございます。参考までで申し上げますと、昨年度の8月末までの納税額は3億円でありましたので、約1億5,000万円の増となっております。今年度の最終的な見込み額につきましては、およそ15億円台を目指して取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

議 長（田之畑）
2 番 児玉議員。

2 番（児 玉）

ただいまの金額を聞いてほっとするとともに、今年度は大丈夫だなと思いました。ふるさと納税基金は寄附者がいないと成立しません。だから東串良町に納税される方を大切に、その人たちの希望もかなえるためにも職員は大変でしょうが、この辺の収入源の確保と本町独自の開発、そして東串良町をPRしていただければと思います。

それと、そのことを議員も一緒に共有できればと思っています。

それでは、続きまして、2点目の学校安全点検の質問をさせていただきます。

教育長におかれましては、本町の教育長に就任され、日も浅く、何かと大変だとは思いますが、よろしくお願ひします。

学校の点検については、先ほど同僚議員の質問に教育長の回答と、ただいま開催されている議会の補正予算の中で、管理課長の説明で、本町の学校関連の安全については把握したところです。そのことを踏まえまして、私が感じたことがありますので、少しお話しさせていただきます。

それは、先ほども出ました今年8月に曾於市の高岡小学校で落木があり、校長が死亡されました。この校長は、本町の小学校で教頭として3年間勤務されました。この方の仕事

力、人間性については、一緒に仕事をされた教職員や保護者、そして学校関係者の方々が一番分かっていると思います。最後の別れができる日に、私も会いに行ったのですが、そこには、全校の児童、保護者、そして関係者の方々が多数お別れに参加されており、その人柄がしのばれました。

さきに述べたとおり、私が訴えたいことは、この校長が自分の身をもって示された学校の安全性に対しては大切です。これが夏休みでなく、平日の学校生活で、もしこの木の落木が子供たちが遊んでいるときにこの事故が発生したらと思うと、校長自らが犠牲になり、子供たちを守られたんじゃないかなと思いました。日頃から学校では月に1回職員による校内安全点検が実施されているとは思いますが、学校から上がってきた事案については、安全性に不備があった場合は即対応していただき、子供たち、学校職員の生命を守っていただき、二度とこのような悲しい事故が起こらないことを願ひまして、次の質問に移らせていただきます。

それでは、学校部活動の対応について質問させていただきます。

公立中学校の部活動を地域団体や民間事業に委ねる地域移行で、文部科学省の外郭であるスポーツ庁と文化庁は、コーディネーターを自治体に配備して体制整備を進めることを決めたとありましたが、本町には幾つの部活動があって、教職員が1週間のうち、どれぐらい部活動に携わっているかを教育長にお尋ね申し上げます。

議 長（田之畑）
教育長。

教育長（金 久）

お答えいたします。

現在、東串良中学校には、剣道など運動活動部が8つの部、文化活動部が吹奏楽部の一つの部がございます。なお、女子バレーボール部につきましては、部員数が少なく、運営が困難なため、1学期中に廃部が決まったと聞いております。国が示したガイドラインでは、中学校の部活動は平日と週休日にそれぞれ1日ずつ休養日を設けることになっており、東串良中学校も基本的には、国が示したガイドラインに準じております。季節にもよりますが、平日の活動は2時間程度、週休日の活動は3時間程度であります。ただし、週休日等に練習試合や大会等が行われる場合には、終日の活動となることもあります。活動時間は、部によっても異なりますが、教職員が1週間に部活動に携わる時間は、最大で24時間程度ではないかと思料いたしております。

以上です。

議 長（田之畑）
2番 児玉議員。

2 番（児 玉）

ただいま部活動の数と時間を尋ねたわけですが、教職員以外で、部外者が教職員と一緒に

会 議 の 経 過

になって指導している部があるか。またボランティアで外部の方が行っている部があるかを尋ねます。

議 長（田之畑）
教育長。

教育長（金 久）

お答えします。

外部指導者が部活動を指導している部は、剣道部、空手部、サッカー部の三つの部で計7人の方が指導に携わっております。外部指導者への報奨等はなく、全てボランティアで部活動の指導をしてくださっております。

以上です。

議 長（田之畑）
2番 児玉議員。

2 番（児 玉）

先ほど述べたとおり、国は令和5年度予算の概算要求に部活動の地域移行へ80億円を盛り込む方針だそうですが、自治体は、今後休日は、教職員の指導ではなく、人材バンクの設置や指導者養成の講習を受けた人に指導移行する。そして将来的には、平日の部活動についても学校から切り離す検討も進めるようがありますが、当初中学校の部活動の問題が発生したのは、部活動に携わる教職員が休みもなくて、放課後の帰りも遅く休みがないことが発端だったと思います。しかし、教職員の中には本当に部活動が好きで教職員を目指した人たちも私は知っています。部活動は勝敗だけではなくて、友達をつくったり、先輩たちと思い出をつくる場所でもあると思うのですが、このことを踏まえて、今後部活動に携わる教職員に対して、どのような取組と考えを持っているかをお尋ねします。

議 長（田之畑）
教育長。

教育長（金 久）

お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、部活動は、生徒同士や生徒と教師等との好ましい人間関係の構築を図ったり、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の高揚に資するなど生徒の多様な学びの場として教育的な意義は大きいものと考えます。休日も含めた部活動の指導や大会への引率、運営への参画が求められるなど教師にとって大きな負担となっている実態もあります。

一方、休日も含めた部活動の指導を強く希望する教師がいることも確かです。休日の部活動の指導を希望する教師に対して、その意向を尊重し、兼職兼業ができる体制づくりも

会 議 の 経 過

今後進めてまいりたいと考えます。
以上です。

議 長（田之畑）
2 番 児玉議員。

2 番（児 玉）

私も中学校時代には部活動をしていました。部活の指導をしていただいた先生とは今も交流がありますし、その友達とも中学校時代の話をよくします。部活動は勝敗が全てではないと先ほども言ったとおりです。今述べた友達や先生とのつながり、そして先輩や後輩とのことなど、いろんなことを教えてもらえる大切な場でもあります。この問題が学校と切り離していくのか、いろんな問題点があると思うのですが、教職員の意向も踏まえてよい方向に行くことを希望しまして、私の一般質問を終わります。

議 長（田之畑）
ここでしばらく休憩いたします。

休 憩 午前10時26分
— ◆ —
再 開 午前10時36分

議 長（田之畑）
それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。
一般質問を続けます。
次に、1番 小川香織議員の発言を許します。
1番 小川議員。

1 番（小 川）

通告に従いまして、大項目1、小項目3の質問をさせていただきます。
今回、去る7月11日から13日にかけて、令和4年度市町村議会議員研修3日間コースに自主調査に行つてまいりました。テーマは社会保障と社会福祉です。研修では、全国の市町村議会議員を対象に、地域における福祉を取り巻く諸課題について考え、他市町村の現状や課題、取組を確認しながら持続可能な福祉制度の構築について勉強をさせていただきました。2020年に入り、新型コロナウイルス感染症の拡大は、国民、町民の生活に大きな影響をもたらしました。その中、日本の社会保障の制度的脆弱さも浮き彫りになりましたが、本町では、職員を初め、町長の早急な対応により、脆弱な部分への柔軟な対策が講じられてまいりました。コロナ感染症の収束は見通しがつかない中、2025年問題や2040年問題などかつて経験したことのない、少子高齢化、人口減少社会に対応した社会保障、社会福祉の見直しが求められると思います。

会 議 の 経 過

また、地域共生社会への取組にも期待が寄せられてくる中、一つ目の質問にもありますように、本町でも今後深刻な少子高齢化、人口減少社会の影響を受けると予測される中、持続可能な社会保障制度と経済ビジョン策定・評価、子育て支援、介護支援、税負担への不安、地域包括ケア、生活困窮者への支援、子育て・若者世代に対する支援など、課題に対する町当局の対応と取組についてお聞かせください。

議 長（田之畑）
町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

本町の取組と課題についてをお答えいたします。

各福祉団体に対し、補助金を交付し、団体の育成強化と事業活動の促進に努めております。東串良町民生委員協議会の活動については、各民生委員の皆様が常に住民の立場に立って相談に応じていただき必要な援助等を行っております。令和3年度の相談、援助、助言等の件数については、高齢者関係773件、障がい者関係18件、子供関係46件でした。高齢者福祉センターでは、高齢者の生きがいづくりの拠点施設として活用されております。住民の憩いや各種団体の研修等に供する施設として、維持管理運営に努めました。

また、入浴施設は高齢者等の健康増進を図るための施設として活用し、住居や閉じこもりの高齢者には、福祉バスを運行し、利用促進に努めました。

東串良町社会福祉協議会の活動の地域見守りネットワーク支援事業では、町内18地区の各担当民生委員、在宅福祉アドバイザー、ネットワーク協力員による定例会を地域の公民館においておおむね3か月に1回の割合で実施し、情報の共有を図りました。

また、高齢者地域支え合いグループポイント事業を実施し、高齢者の支援活動を実施いたしました。

一般介護予防事業、ころばん体操は、身近な公民館等で12回、住民主体で実施いたしました。おおむね65歳以上を対象に町内20地区で実施されております。

一般介護予防ひらめき体操は、高齢者の身体機能、認知機能の維持を目指して、鹿屋体育大学によるスクエアステップと呼ばれる運動と脳トレーニングを実施しました。16回以上で登録者数は195名となっております。

次に、認知症総合支援事業といたしまして、町内の認知症の方、その看病、介護をしている方々の家族の方々に積極的に参加していただき、本人の悩み、家族の悩みを解消することを目的にした認知症カフェを福祉センターと唐仁歴史資料館において計3回開催いたしました。

地域包括支援センターの総合相談支援業務については、地域における高齢者等の保健、医療、福祉等の様々な相談に対応するとともに、その心身の状態や生活の実態等を把握し、必要な支援や適切なサービス、関係機関との連携、制度利用につなげる等の支援を行っており、本町においては、保健師、主任介護支援専門員、社会福祉士の3職種を配置し、相談業務体制を強化しております。相談件数は、令和元年度分、令和2年度分、令和3年度

会 議 の 経 過

分の順に、98件、79件、74件となっております。内訳については、医療関係者等の医療面での相談が34件、19件、32件で、家族、民生委員等からの認知面、または病気に関する相談が、28件、24件、21件でした。そのほかに関する相談が順に、36件、36件、21件でございました。各相談については、相談票履歴を作成し、必要に応じて関係機関や団体等と連携し、サポートしております。

保健師、社会福祉士、介護支援専門員が関係機関と連携しながら自宅、または病院を訪問し、面談を実施して対応しているところでございます。

この相談の後は、介護申請が必要かどうかを本人及び家族と一緒に検討し、必要なアドバイスをしております。介護申請をすることになれば、介護保険係と連携して、介護申請をしてもらうこととなります。要支援となった場合は、介護支援専門員、保健師、社会福祉士で対応し、ケアプランを作成することとなります。

保健事業においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、事業の日程変更等苦慮するところもございましたが、可能な限り感染対策を実施した上で、各種健診を実施し、町民の健康増進、病気の早期発見等に努めました。対前年比に受診率はほとんどプラスとなりました。

国民健康保険事業においては、特定保健指導について、東串良町特定健診等実施計画第3期に基づき、特定健診診査の結果が積極的支援、動機づけ支援に階層化とされた方を対象として、生活習慣の改善を促し、生活習慣病の発生、重症化予防に努めました。

後期高齢者医療制度については、高齢者の進展により、被保険者数は毎年度増加しており、今後も増加が見込まれます。

今後の課題といたしましては、高齢者の健康づくりの推進、保健事業と介護予防の一体的な事業の推進による医療費の適正化等が挙げられます。

以上です。

議 長（田之畑）

1 番 小川議員。

1 番（小 川）

今いただいた答弁から多岐にわたる課題、ニーズ解決に必要な事業であると考えます。私も町における福祉に関する委員会に参加させていただくなど、本町における社会保障についての協議、取組については、少しばかりではありますが、存じております。PDCAサイクルを使用し、事業評価を行うなど事業の検証も適切に行われていました。

では、なぜ質問をするか。研修での講義の中に、1963年と2021年を比較した場合、100歳以上の高齢者の推移は、約565倍に増加しており、そのうち約88%が女性であると示されておりました。つまり、100歳以上の約88%を占めるとされる女性の健康維持や生きがいづくり、生涯現役を掲げ、働く場の確保や検討への官民一体となった検証が必要となってくるという考えや健康寿命の増進に係る事業評価の強化、見直しにより、最後まで自分らしく東串良町で過ごすことができ、また福祉に係る財政状況の改善にもつながると思います。これは、既存の委員会担当各課でも実施可能であると思います。

会 議 の 経 過

人口減少に関連しますと、1985年には33世帯に1世帯であった高齢者の単身世帯が2040年には10世帯に1世帯の割合を見込んでおります。晩婚化、晩産化、非婚化に加え、2020年度の50歳時の未婚割合も男女ともに増加し、今後も生涯単身世帯の増加が全国的に見込まれると予測されます。

本町では、定住促進事業により、人口減少が緩やかだとお聞きします。しかし、支える割合が国内で減少すれば、人材の流出や人材確保の困難、支援の多様化の検討の必要性に対する社会影響や社会福祉、社会保障に係る財政の確保、財源負担の自治体分の増加など多岐にわたる問題が懸念されます。そうしますと、現役世代への負担増や必要性が問われていても、サービス事業の終了や縮小について検討しなくてはならない状況も今後考えられます。

社会保障改正は国民全体に影響し、本町における支援体制や事業評価において現状維持や少しの改善では対応が困難になるのではと予測されます。そのため、さらなる予防、介護分野での保険者努力支援制度の抜本の強化や介護のインセンティブ、疾病、介護予防のエビデンスを確認し、蓄積するための実証事業の展開等を行い、新に必要な事業の優先順位を考え、精査することで、本町におきまして、継続した福祉の充実が展開できると考えます。

そこで専門職として事業評価や抜本的課題解決に向けた提案などを行う課の設置や雇用が必要ではないかと考えますが、町長いかがでしょうか、お答えください。

議 長（田之畑）
町長。

町 長（宮 原）

専門の課の設置でございますが、また、あるいは、専門的な協議会を設置し、ビジョン策定等実施が必要ではないかとお尋ねでございますが、本年3月に策定されました本町における最上位計画の第6次東串良町総合振興計画の福祉分野の計画では、地域福祉計画、子ども・子育て支援事業計画、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画、健康増進計画、健康東串良町21、障害福祉計画、障害者計画・障害児福祉計画、保健事業実施計画、データヘルス計画が福祉分野の計画として位置づけております。

まず、第6次東串良町総合振興計画の中から福祉分野を抽出して御説明いたします。

基本施策として、三つ掲げました。健康で生きがいとふれあいのあるまちづくりの中で、生涯にわたる健康づくりとして、1番目に保健活動の充実、とりわけコロナ禍収束後を見据えた感染症対策として、全ての町民が新しい生活様式の実践に取り組む必要がございます。保健衛生の関心を高める健康教育の普及充実が求められます。

2番目に掲げました高度医療、緊急医療体制の充実については、広域的に整備、充実を図る必要があるため、関係市町村や医師会などと連携して、医療環境の整備促進に努めているところでございます。具体的には、医療、介護、保健福祉面では、広域的な課題も山積しており、大隅4市5町で構成する保健医療推進協議会において、課題解決に取り組んでおります。特に産科医を初め、小児科医、麻酔科医の確保や助産師の育成などは少子化

や人口減少問題にも直結しており、早急かつ継続的な対策が必要となっておりますので、大隅地域産科医師確保支援事業及び大隅地域産科医医療機関での研修医派遣事業、助産師奨学資金制度を推進しているところでございます。

次に、地域福祉の充実として、1番目に高齢者が安心して暮らせることができるよう、医療と介護の連携、住宅と施設の連携などを強化し、地域における医療、介護、保健福祉のサービスを円滑に推進する地域包括ケアシステムの構築に努め、高齢者福祉の充実を目指します。

2番目に、母子保健、児童福祉の充実につきましては、妊娠初期から産後まで妊産婦の心身の健康を守るとともに、子育てに喜びや楽しみが持てる環境づくりや、児童養育の根幹をなす家庭における子育てを支援するため、子育て世帯包括支援センターの機能強化を図り、子育て世帯に寄り添う支援の充実に努めます。

3番目に、障がい者福祉の充実については、障がいのある人も障がいのない人と同じように住み慣れた地域の中で、生活できる社会環境を整備するため、障がい者の就労や住環境の支援など広域的に関係機関が連携し、障がいのある方が住み慣れた地域や家庭で生き生きと安心して暮らせる社会づくりに努めるため、行政と住民が一体となって総合的な障がい者福祉の向上に努めます。

4番目に、地域福祉活動の充実を目標として掲げているところでございます。町民一人一人が福祉についての理解を深め、互いに助け合う地域づくりを目指し、共に取り組む機運の醸成に努めるとともに、地域住民を参画する包括的な相談支援体制の整備を推進します。

次に、第1次東串良町地域福祉計画について、御説明いたします。

鹿児島県におきましては、平成31年3月に、鹿児島県地域福祉支援計画が策定され、これを受けまして、本町においても令和2年3月に、第1次東串良町地域福祉計画を策定し、令和6年度までの5年間の取組を進めているところでございます。計画の策定に当たっては、東串良町地域福祉計画策定委員会設置要綱により、構成する委員は、学識経験者2名、保健医療及び福祉関係団体の代表5名、ボランティア組織及び社会福祉団体の代表1名、社会福祉団体の代表2名、地域代表2名、関係機関職員1名、そのほか、町長が認める者1名以上、14名で検討、提案されたものです。これまで進めてまいりました地域における福祉意識の醸成など、地域福祉の基盤づくりを継続し、福祉に関わる人の裾野を広げるなど様々な取組を進め、健康で生きがいと触れ合いのあるまちづくりの実現を目指しております。

次に、計画策定の背景と趣旨について御説明申し上げます。

少子高齢化社会、そして人口減少社会という大きな課題に直面する中、地域で相互に支え合う意識や連帯感の希薄化が進み、インターネットなどの普及による生活環境が大きく変化し、価値観の多様化によって世代間に意識の違いが広がるなど、地域社会を取り巻く環境は大きく変化しております。さらに、ひきこもりや支援拒否などによる社会からの孤立、虐待、暴力などの社会問題やダブルケア、8050問題のような複合化、複雑化した問題を抱えている世代が顕在化するなど、分野ごとの相談体制では、対応が困難な様々な地域における生活問題が生じております。

会 議 の 経 過

こうした課題の解決に向けては、地域住民一人一人が自らの問題として捉えながら、様々な地域資源を活用し、支え手、受け手という関係を越えて主体的に活動することがこれまで以上に求められています。我が町におきましても、行政、地域住民などが問題意識を共有しながら連携を図ることで、誰もが住み慣れた地域で安心安全に暮らすことができるとともに、支え合う社会の構築をさらに進めていくために計画を策定したところでございます。

次に、第2次東串良町子ども・子育て支援事業計画について御説明いたします。

平成27年3月に人との関わりを楽しみながら地域みんなで子育てを基本理念とする、東串良町子ども・子育て支援事業計画を策定し、親と子が健やかに暮らすことができる社会の実現に向け、施策の推進を図ってまいります。第1期の計画期間が令和元年度で満了を迎え、令和2年3月には、第2期の計画がスタートしたところでございます。関係機関、関係団体を初め、町民の皆様のご理解、御協力の下、親と子が健やかに暮らすことができる社会の実現を引き続き目指してまいります。

ただいま説明いたしましたとおり、各種福祉計画に基づき、各種施策に積極的に取り組んでおりますので、専門の課の設置、あるいは専門的な協議会を設置することは今のところ考えておりません。

以上です。

議 長（田之畑）

1 番 小川議員。

1 番（小 川）

今、御説明にあったように、各福祉計画によって事業の遂行のほうをされており、現在、専門的な課の設置や雇用は必要ではないというか、考えていないということをお答えいただきました。

では、この評価について、なぜ必要ないかという評価指針はあるのか。もし分かれば御答弁ください。

議 長（田之畑）

総務課長。

総務課長（江 口）

課の設置、あるいは各種福祉計画の関係ということでございますが、それにつきましては、評価という部分じゃなくて、その計画に基づいて実施していくというのが筋でございますので、確かに評価は次の次期計画を見直す中でやっていくべきものと考えておりますので、そういうような形で実施していきたいというふうに考えております。

以上です。

議 長（田之畑）

会 議 の 経 過

1 番 小川議員。

1 番 (小 川)

評価をなくして、事業計画の策定、見直しは困難であると思うんですけども、その点についてはいかがでしょうか、お答えください。

議 長 (田之畑)

総務課長。

総務課長 (江 口)

評価をしないというわけじゃなくて、次期計画を組む中で、以前の計画がどうであったかという確認を含めて生かしていきたいということで御理解いただきたいと思います。

議 長 (田之畑)

1 番 小川議員。

1 番 (小 川)

次の質問に行きます。

研修の中で社会保障、社会保険制度の改革のポイントとして、世代間だけでなく、世代内の公平が掲げられ、子供、若者、貧困格差に関する対策を優先的に検討する必要性についてお話しいただきました。現役世代における社会保障のニーズが高まる中、現行の保障は、現役世代への給付が少なく、負担は現役世代中心でというような認識があります。これまでの社会保障を見直し、切れ目なく全ての世代を対象とする全世代型社会保障への改革も求められております。全ての世代が支え合い、将来の子供たちに負担を先送りすることのないよう、行政としても事業の評価、見直し、検討をしていく必要があると思います。この点について、今、説明いただいた町長の答弁より同じ考えであるというような受け止め方でよろしいでしょうか、お答えください。

議 長 (田之畑)

総務課長。

総務課長 (江 口)

同じような考え方でやっていきたいと思えますし、もちろん評価も大事なことです、その計画に基づいて、どうやって実現していくかというところがまた大事でありまして、次の計画には、不具合な部分は生かしていきたいということで御理解いただきたいと思えます。

以上です。

議 長 (田之畑)

1 番 小川議員。

1 番 (小 川)

今後人生のステージに応じた必要な保障の確保、例えば先ほども説明がありました妊娠、出産、育児を通じた切れ目のない支援が包括的に提供される一元的な体制、制度の構築など、本町においても仕事と子育ての両立が可能な環境整備や切れ目のない社会保障が求められていると思います。

これまで提言してきた授乳施設の設置や子供目線、保護者目線での環境整備、配慮についても今後取り組んでいただきながら、どのような条件の下でも安心して利用できる環境の整備や保障が求められていきます。当然検討していかなくてはならない案件ですが、この点について、先ほど答弁いただきましたが、実際に具体的に整備、検討をされていけるか、町長、お答えいただきたいと思います。

議 長 (田之畑)

福祉課長。

福祉課長 (東水流)

先ほど町長から説明があったところがございますが、福祉課といたしましては、ただいま計画的に進めております各事業につきまして、進めていく中で、また町長とも御相談することもございますが、その中でまた町民の皆さんの福祉についての考え方をまた進めていきたいと。ちょっと具体的な説明ができませんが、以上でございます。

議 長 (田之畑)

1 番 小川議員。

1 番 (小 川)

どのような条件の方でも安心して過ごせる東串良の整備について、具体的に実現していただければと思います。それは、これまで同僚議員も含めて様々な提言をしてきたことに対して、検討されてこられなかった議案もあると思うからです。

福祉は、高齢者だけではなく、子供、若者にも重点を当てなくてはいけないと思います。2023年には、こども家庭庁が設置される予定となっております。これは子供関連の政策を一元的に担う組織で、本町では、子供関連の政策窓口は福祉課に設置されております。子供政策は社会全体の問題であり、こども家庭庁は、企画立案・総合調整部門、生育部門、支援部門、三つに部門分けされております。これまで縦割りや別々に行ってきた子供政策を一元的に集約し、本当に子供のための政策を打ち出す機関として期待される中、施策に伴う法改正や法整備が行われることから、本町においても国の示す指針に速やかに対応する必要があります。そのための専門の課や部署の配置も検討し、子供を産み育てやすい東串良町を構築していただき、町民の意見を集約した政策や事業に反映できるよう努めていただきたいと思います。

会 議 の 経 過

町長の掲げるスローガンにもありますように、子供に夢を、若者にロマンを、を実現していただき、多様化する住民ニーズ、福祉に寄り添った改革が得られるよう御尽力いただきたいと思っております。

また、併せて専門の課の設置、あるいは専門的な協議会を設置し、ビジョン策定と事業の実施を行っていただき、社会状況や経済制度や実情に応じた柔軟で早急な対応と地域生活課題の解決やその他の課題、対策、ニーズについては、住民の声を確認していただき、進めていただけたらと思っておりますが、この政策提言について、町長の考えをお聞きします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

我がまちの福祉に対する、子供たちに対することは満遍なくやっていると思っております。議員おっしゃるとおり、そういう声等があるならば、ぜひ上げていただきたいです。

そして我がまちとしても、そういうのは検討させていただきますのでどんどん上げていただければありがたいと思っております。

以上です。

議 長（田之畑）

1 番 小川議員。

1 番（小 川）

2023年のこども家庭庁の設置により、様々な支援、対策、そして声を聞く行政の仕組みを構築していただきたいなと思っておりますので、ぜひ御尽力いただけたらと思っております。

次に、観光に関する質問をいたします。また、この質問には、MARUMARINEの今後の計画も含めた町のPR戦略やふるさと納税など、本町における事業計画に対する考え方や取組についても確認し、政策提言として新しい戦略課の設置、検討や必要性について尋ねます。

さきの同僚議員の質疑にもありましたように、ふるさと納税は、当初の寄附額に比べると年々その総額が増額しており、主要な町の財源となっております。NHKニュースウェブ2022年7月29日掲載記事では、令和3年度の寄附額は、これまでで最も多いと掲載されております。寄附額上位20の自治体には、1位北海道紋別市で152億9,700万円、4位北海道白糠町125億2,200万円、6位宮崎県都農町109億4,500万円、15位志布志市52億9,800万円、20位佐賀県上峰町で45億5,800万円です。これは本町の平成27年度の決算額に相当します。これまで本町の歳入を支えてくれた志布志市石油備蓄基地にかかる固定資産税は年々減額しており、平成27年度には約4億4,000万円程度の税収が見込まれておりましたが、令和3年度には、約2億9,000万円に減収しております。

経済産業省資源エネルギー庁資源燃料部で出された資料では、令和4年度から令和8年

会 議 の 経 過

度までの石油LPガス備蓄目標案について記載されており、石油精製業者の昨今の動向として、脱炭素の世界的な潮流や国内石油製品の構造的な需要減退を踏まえ、石油精製業者による精製設備能力削減や製油所閉鎖の動きが続いております。既に、エネオス、出光興産では、数か所の機能停止を発表しており、西部石油山口製油所は、国家備蓄基地が蔵置されていますが、精製機能は2024年3月をめどに停止されると報告をされております。本町におかれましても、今後規模削減や施設機能の停止について、懸念しなくてはならず、安定した収入の確保に早急に対策を講じる必要があると思っております。

そこでふるさと納税での寄附額を増額するために、戦略的に事業を展開し、さきの質問でもありました本町独自のプライベートブランドの開発に力を入れることは、大変重要な案件であると思っております。

また、開発には市場調査や消費者ニーズの探索、企画立案、スクリーニング評価など多岐にわたる調査が必要になっており、工程も必要です。つまり専門的に取り組んでいただくことが重要であると思っておりますが、この点につきまして、町長の考えをお尋ねします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

御承知のとおり、MARUMARINEは、企画課の出先機関でございますが、MARUMARINEや円山公園のイベント情報や観光等の情報発信を行っております。現在、企画課におきましては、観光PRやふるさと納税の業務を行っておりますが、現体制におきまして、精いっぱい観光PRやふるさと納税業務に取り組んでいるところでございます。

現在、MARUMARINEにおきましては、今後も観光情報の発信やイベント実施の予定ではございますけれども、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から規模を縮小し、イベント回数も制限をかけておる現状でございます。感染状況を見極めた上で、可能な範囲内でのイベントなどを計画し、実施してまいりたいと考えております。

また、今回の補正予算の中にも、ツアー構築のための委託事業も計画しております。ふれあいの森キャンプ場での体験をメインとし、様々なメニューの構築を考えております。

一方、同じく今回の補正予算にふるさと納税寄附額を現在の予算額10億円にさらに5億円を追加しまして、15億円としたところでございます。現在の体制の中で、令和3年度に過去最大の寄附額でありました11億6,000万円をさらに上回るように目標を定めまして、担当者も日々業務を遂行しているところでございます。

以上申し上げたように、町の活性化に向けた取組を行っている最中でありまして、あえて企画課を分けて戦略課を新たに別に設置する必要はないと考えております。

以上です。

議 長（田之畑）

1番 小川議員。

1 番 (小 川)

MARUMARINEも含めて説明をいただき、ありがとうございました。

最初の質問のほうでお聞きしたかったのが、ふるさと納税での寄附額を増額すると、本町における財源が確保され、またゆとりのある事業展開ができると考えております。そのために戦略的に事業を展開することが本町にとってとてもよい効果を発揮すると思っております。そして先ほども説明いたしましたように、開発には、市場調査や消費者ニーズの探索、企画立案、スクリーニング評価など多岐にわたる工程が必要になっておりますので、そのために専門的な取組が必要であるということをお伺いしたんですが、この点について、町長、再度答弁願います。

議 長 (田之畑)

企画課長。

企画課長 (中 島)

お答えいたします。

ふるさと納税増額に向けてのいろいろと御質問ありがとうございます。

専門的なスタッフというような、そういった話だと思えますけれども、今現在、企画課の担当者、それからスタッフ、事業者のほうに出向いていきまして、毎週のように出向いていっております、いろんな意見交換を行っております。事業者の方々もいろんなアイデアがございまして、今出している商品に目を向けていただくためにどうすればいいだろうかというような話し合いも常になされているところでございます。

それから今現在、委託をしているLR株式会社のところも、その会社もいろいろと商品開発に向けた、そういった取組もできるような会社になっておりますが、なかなか実現するのは難しいところではありますけれども、そういった専門の職員というよりもまずは民間のそういった方々のお力も借りて取り組んでいくという方法もあるのではないかというふうに考えております。

以上でございます。

議 長 (田之畑)

1 番 小川議員。

1 番 (小 川)

ぜひ検討していただきたいと思えます。

次にMARUMARINEの今後の計画について、先ほど町長のほうから説明がありましたが、重複する点がありますが、質疑をさせていただきます。

3, 780万円の当初予算で建設された2棟のMARUMARINEですが、8月以降の予約状況が思わしくありません。今後さらに2棟のドームハウスを建築し、将来町の負の遺産にならないか懸念する声も聞かれます。8月の収支で100万円の売上げを見込めるというお

会 議 の 経 過

話も耳にしますが、安定した収入を確保しなければ、今後建築費、維持費、維持管理費、修繕費の捻出が難しくなると思います。この点について、改善策については、先ほど企画課長が説明された内容と町長が答弁いただいた内容で質疑は大丈夫だと思いますが、大手会社とのタイアップも検討し、今後もぜひ事業計画の作成と評価を行いながら町民の理解を得られる事業推進を行い、関連したほかの東串良のイベント参加や商工会との連携等も企画して、町全体のPRとして魅力の発信、生活に力を入れていただければと思います。また、事業を進めるに当たって当初の目的をしっかりと掲げ、目的に応じた戦略が行われていっていただきたいと思います。

町長に、再度お聞きします。

今後MARUMARINEに対するPR戦略、また東串良町全体に対するPR戦略について、再度町長のお考えをお聞かせください。

議 長（田之畑）
町長。

町 長（宮 原）

全体的な考え方としまして、我がまち、観光として何も今までに泊まる場所もなかったということで、このMARUMARINEだけが宿泊施設として、今からだろうと思いますけれども、全国版である隠れ宿という雑誌があって、その全国版に載ったことがありがたいなと思っております。それと1回泊まった方々から感想ですばらしい施設であるという評価を得ております。そして安いということもありまして。それがやがて将来、来年、再来年に続いていけばありがたいなと思っております。1回泊まった方がとにかくよかったというような好評を得ております。今からだろうと思いますけれども、今議員おっしゃるとおり、そういう計画もなくして予算を立てるとおっしゃいますけど、これは人との対話です。つくって泊まっていた方々にありがたいと思っております。今からPRをやっていけば、10月にまた関西・東くしら会がありますけれども、その折にまたPRもさせていただきますけれども、とにかくあっちに行かれる方々は、帰っても泊まる場所がない、泊まる家がないとおっしゃるのが通説な意見でございますので、そういうところをまた皆さん方にPRさせていただければありがたいなと思っております。

以上です。

議 長（田之畑）
1番 小川議員。

1 番（小 川）

今回、戦略課の必要性、専門性についてお聞きしたのが、先ほど課長のほうがお話しただきましたように、評価が必要ないということでしたが、やはりこちらは税金を使って計画される事業でありますので、パブリックコメント、外部評価の徹底、PDCAサイクルによる事業の見直しや改善を行い、戦略の実効性を高める必要性と、専門性がどうして

会 議 の 経 過

も必要だと思うのですが、その点について、再度答弁いただけたらと思います。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

先ほども申しあげましたように必要ないと思っておりますので、今の体制で十分できると思っております。

以上です。

議 長（田之畑）

1 番 小川議員。

1 番（小 川）

確認ですが、パブリックコメント、外部評価の徹底、PDCAサイクルによる事業の見直しや改善など、そういったものが必要ないということではないですね。

議 長（田之畑）

企画課長。

企画課長（中 島）

先ほど評価とか、PDCAサイクル、今議員がおっしゃいましたけれども、企画課としては、とにかく交流人口、鹿児島県本土で一番小さなまちでございますから、大きな今後イベント、そういったものもやりたいし、多くの方々が訪れるまちにしたいというふうに考えております。その中でいろいろとまちの話として、町内の事業者の方々もいろいろ企画課としても利用をしております。そういうことでいろいろと事業者の方も潤っていくということが現実的な評価につながるのではないかというふうに思っております。そういった事業者の声というのを踏まえながら今後も事業展開してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

1 番 小川議員。

1 番（小 川）

つまり、声を評価の対象にするということでしょうか。

議 長（田之畑）

企画課長。

企画課長（中 島）

それも一つの方法ということでございます。
以上でございます。

議 長（田之畑）

1 番 小川議員。

1 番（小 川）

一つの方法ということでしたら、それ以外の方法があればお答えください。

議 長（田之畑）

企画課長。

企画課長（中 島）

それ以外の方法といいましても、実際生の声を聞くということですね、事業者の。ということと、それから実際多くの方が来ていただければ、前もお話をしたこともあるんですけども、多くの方が来られれば日曜日は店を閉めていたけれども、開けようかなという声も聞きます。やはりそういった声も大事ではないかというふうに思いまして、一つの方法と申し上げたところでございます。

あとは職員の中でもいろいろと協議をしまして、町が潤うためにはどういう方法があるだろうかということも検討してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

1 番 小川議員。

1 番（小 川）

できるだけ評価に対しては評価指数、評価項目に対しては具体的に分かりやすい評価項目を設定していただければと思います。

最後に本町における職員の人員配置、職員の派遣、専門性を含めた町の考えを尋ねます。行政の専門性の概念の分類には、政策能力、組織管理能力、執務事務能力があると思います。行政における専門性は、規制緩和や民間委託が推奨される時代において、官民の活動の境界線が明確に分けられることもなく、多くの共通する専門業務が存在します。また、住民ニーズに応えつつ、地域における社会的、公共的問題を解決することで行政が果たさなければならない主要な任務の一つであると考えます。

諸問題へ適切に対応していくためには、職員の能力やその専門性が重要になることから今回質問をさせていただきます。町長、答弁をお願いします。

議 長（田之畑）
町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

本町の一般職の職員につきましては、ほとんどの職員が一般事務職でございます。基本的には窓口業務や事務を行います。数年の期間で様々な部署へ異動しながら業務経験を積んでおります。特に若い職員には多くの仕事に触れさせたいと考えておりますので、この一般事務職につきましては、職員の得手不得手、向き不向きもあると思っておりますけれども、専門性は高くないものと考えております。当然のことですが、異動した当初は、各部署に関連する法令を学ぶ必要がございます。

次に、専門職につきましては、現在、保健師5名、畜産2名、営農指導員1名、埋蔵文化財専門1名がおります。専門職については、専門的な知識が必要になり、各種免許が必要な職もございますので、それぞれの専門分野で力を発揮していただいております。

職員派遣についてですが、2種類の派遣があります。一つ目は、本町が管理する鹿児島県後期高齢者医療広域連合と大隅肝属広域事務組合の派遣です。数年に一度職員を派遣する必要があります。どちらも3年間の派遣が基本でございます。実務能力が必要でございますことから、採用後、3年以上経過している職員を派遣し、勤務していただいております。この派遣は、出向先で通常業務を行うこととなります。

もう一つは、県などへ本町職員を1年から3年程度、研修として派遣する研修派遣でございますが、この派遣につきましては、研修の意味合いが強く、県の業務を行いながら様々なことを学ぶこととなります。県への派遣については、ほかにも県職員と本町職員を相互に派遣する相互派遣、市町村からの要請により、市町村業務支援のために県職員を派遣していただく業務支援派遣がございます。県への研修派遣等については、積極的に進めておりますけれども、先ほど説明いたしました後期高齢者医療広域連合及び大隅肝属広域事務組合への今年度から3年間1名ずつ派遣しなければならない状況でございましたので、現在は行っておりません。

以上です。

議 長（田之畑）

1番 小川議員。

1 番（小 川）

職員の派遣については、経験や知識を学び、行政改革に携わっていただけると思っておりますので素晴らしいことだと思います。派遣された職員が町へ戻った際、実績の評価や町民への報告などについても示される必要があると思っておりますが、町長はその点についてはいかがお考えでしょうか。税金を使用し、派遣されている職員がどのように町へ貢献されているか伝えることも重要であると思っております。

また、今後職員の配置におきましても派遣目的に応じた実績を鑑み、検討していただき、

会 議 の 経 過

行政改革に努めていただきたいと思いますのですが、この点についてはいかがでしょうか、お答えいただきたいと思います。

議 長（田之畑）
町長。

町 長（宮 原）

直近では、令和2年度から3年度の2年間、1名を鹿児島県大阪事務所へ研修派遣しております。大阪事務所での業務は、鹿児島県の観光PRやイベントのPR、県のふるさと納税のPR、サンフラワー利用促進、農産物市場調査等を行ったようでございます。今年度からは、企画課において、広報紙作成を中心に県内外での本町のPRや観光などの業務を行っております。

このように派遣先で学んだことを十分に発揮できるよう異動を行ったつもりでございますが、この職員についてもずっとこの業務を行うわけではなく、異動はあるものと考えております。

人事配置につきましては、適材適所も大事ではございますが、職員間の業務の平等性も確保する必要があると思っておりますので、特に若手の職員については、積極的な人事異動により多くの経験を積んでいただきたいと思いますのが現状でございます。

なお、専門職につきましては、必要に応じて採用を行っておりますが、募集しても申込みがない場合も多く、採用に苦慮しているところでございます。基本的には町の職員で対応することが望ましいと思っておりますけれども、未経験分野への対応など、本町職員だけの対応が困難である場合については、県からの業務支援派遣等を検討することも想定されます。

以上です。

議 長（田之畑）
1番 小川議員。

1 番（小 川）

ありがとうございます。職員派遣についても税金が投入されておりますので、ぜひ町民の理解が得られるような報告、そして行政への実績を残していただきたいと思います。

最後に、青森県深浦町は、人口約7,300人の自治体なのですが、総合戦略課が設置されております。総合戦略課について役割をお聞きしたところ、町長からの特命事項の調査や課題の解決に向けた業務を担っているとのことでした。多くの課題やニーズがある中、小さなまちだからできる職員や、町長、住民の声を拾い、アイデアを十分に発揮し、柔軟に取り組むことができると考えております、お話を伺った際にですね。新しい取組にチャレンジしやすくなるとも思っております。そのため、今後町長の掲げる政策、事業展開においてもやはり新しい課の設置や、今まであった政策と併せて異なる支援や知見も取り込みながら今後もすばらしい東串良町を築き上げていただきたいと思います。

会 議 の 経 過

これで質問を終わりたいと思います。

議 長（田之畑）

次に、5番 西園貞美議員の発言を許します。

5番 西園議員。

5 番（西 園）

通告に従い、質問いたします。

町長の簡単明瞭な答弁に期待したいと思います。

まず1番目に、街灯（避難誘導灯）についてでございますが、町内全域の避難誘導灯は定期的に点検、整備をしているのか、尋ねたいと思います。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

現在、夜間、停電時における地域住民の避難誘導、並びに犯罪防止を目的に町内には平成21年度から令和3年度までの間に150基のLED照明灯が設置されました。このLED照明灯は年に3回程度、職員が定期的な点検を行い、不点灯箇所については、随時修繕を行っておりますが、令和2年度においては9か所、令和3年度は7か所、令和4年度は現在までに3か所の修繕を行ったところでございます。

今後も定期的に点検を行い、不良箇所については、修繕等を実施していきたいと思っておりますが、修繕業者が宮崎市内の業者でございまして、出張旅費等の観点からもある程度まとまってから修繕を行っているのが現状でございます。御理解をいただければありがたいと思っております。

以上です。

議 長（田之畑）

5番 西園議員。

5 番（西 園）

町民から連絡がございまして、街灯を確認しに行ったわけですけど、町民運動場から上山野の通りここが1か所、それから馬越から柏原線が3か所明かりがついていないところがございます。町長のほうから年に何回か点検するという話がございましたけれども、何かいいアイデアはないですかね。例えば唐仁地区は、個人的に誰かにお願いするとか、溜水でも誰かにお願いするとか、そうしたらすぐに対応ができると思うんですよね。業者が宮崎県の業者で移動費かれこれが高くつくと思うんですけど、地元の電気工事の業者にお願いするのはできけんもんですか、どうでしょうか。

議 長（田之畑）

総務課長。

総務課長（江 口）

確かに宮崎から業者を呼んで修理を行っているところでございますが、やっぱり部品、かれこれ専門性が高くございまして、なかなか町内の業者は修理ができないという話もお伺いしておりますので、現状といたしましては、専門業者、やはり宮崎の業者に頼らざるを得ないのかなというふうに思っております。

また、町内業者に確認いたしまして、できるのであれば調整はしていきたいというふうに考えております。

以上です。

議 長（田之畑）

5番 西園議員。

5 番（西 園）

我々が簡単に考えれば、電気がついちょいか、消えちょいかという判断ですから、地元の電気業者の方もできるような気もするんですけど。機械の中身については難しい面もあるかもしれませんが、ただ電気がついている、あるいは消えている。ここをどうするかという判断は地元の業者もできるような気もするんですけど、もう1回その辺りを確認をしていただきたいと思います。1基が100万円もする街灯です。もう少し大事に、無駄のないように定期的な点検をお願いしたいと思います。

それから2番目の廃船についてですけれども、先ほど同僚議員からも質問がありましたが、再度質問したいと思います。

MARUMARINEの近くに河口のほりにある廃船について、どのような対策を講じているのか、お伺いしたいと思います。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

柏原地区松林付近の放置船舶につきましては、先ほど上園議員に答えましたけれども、トイレ付近から肝属川河口の間の国有林、県有地、町有地にそれぞれ放置船舶がございまして、これまで平成29年7月に国、県、町によります放置艇検討委員会を発足いたしまして、定期的な検討を開催し、放置船舶解消の取組を行ってきたところでございます。御質問のMARUMARINE周辺につきましては、県、町がそれぞれ管轄しておりまして、河口付近については、国の管轄となっておりますので、毎年若干の増減は生じておりますけれども、

漁協にも御協力いただきまして、無断で公有地に船舶を置かないよう呼びかけを行っているところでございます。町といたしましてもMARUMARINE周辺においては年次的な整備を図っております。観光客誘致の対策も講じておりますが、放置船舶は環境美化の観点からも重要な問題だと認識しております。今後引き続き漁協及び関係機関と連携を図りながら放置船の解消に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

先週でしたけれども、ちょうど漁協の組合長がおいでになったときに、この放置船についてお伺いしたところは、ほとんど放置してある船というのは町外の方々が多いそうです。だから写真を撮って、ちゃんと船主が分かれば、行政処分として写真つきで送ってやったほうがいいですよということの指導もいただきましたので、それをまたぜひ県と大隅振興とも語っていきたいと考えております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

5番 西園議員。

5 番（西 園）

先ほど同僚議員の質問の中に、放置船が現在63隻あると。そのうち40隻が不明であるという話がありました。残りの23隻は持ち主が分かっていると思うんですけども、今も町長のほうから対応の仕方の話があったんですけども、国、県、町を含めて協議がされているということを知ったんですけども、その後も県の区域、あるいは国の区域で放置船、あるいは廃船ですね、これは協議したその後、どうなっているのか、どういう対応をしているのか、分かっている船について分かればまたお聞かせ願いたいと思います。

議 長（田之畑）

農林水産課長。

農林水産課長（瀬戸山）

お答えいたします。

先ほど町長からございましたが、各関係機関によりまず検討委員会で対策を講じているところでございますが、令和2年、3年につきましては、この検討会につきましてもコロナ感染拡大ということで実施ができていない現状でございます。

また、併せて当初からありました検討委員会のメンバーも各関係機関、異動等によりまして、人間も変わっておりますので、本年度につきましては、年が明けまして2月ぐらいに久しぶりの検討会という形になりますが、今までの検討内容を精査いたしまして、また若干増えておりますし、所有者の分かる船舶等もございますので、そこにつきましては、各関係機関ごとの対応という形になりますので、そこをまた連携を図りながら、少しでも早く撤去していただくような対策を強化していきたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

議 長（田之畑）

5番 西園議員。

5 番（西 園）

放置船、廃船については、やぶの中に隠れてる廃船というのもありますよね。名前が分かっている分については、連絡をして対応する方法はあると思うんですけども、放置船で分からない船ですね。これを何か対策をせんと、あそこに置いたままだと思うんですよね。シールでも何か貼って、これは廃船、あるいは放置船と分かるような方法で、何かその対策はないものですか。非常に見苦しいですよ。我がまちも観光に力を入れているので、MARUMARINEの近くにああいうのが非常に見苦しいですよ。何か放置船か何なのか分からない船ですよ。何かいい方法はないものですかね。お答えください。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

昔の木造船なら朽ち果てて、そのまま腐れていくんだらうと思うんです。今はFRPのなかなか腐らないものでありまして、大体1隻解体して処分すると70万円ぐらいかかるということで、その金額もあるのかなと思っておりまして、そういう問題も含めて検討させていただければありがたいなと思っております。こういう行政でしてしまうとそういうのをどんどん置いていくかと思って、その関係もあるものですから、なかなか行政でも手を出せないというか、そういうところについて、また漁協とかといろいろ協議を、県とも話をしてみたいと思っております。

以上です。

議 長（田之畑）

5番 西園議員。

5 番（西 園）

県、あるいは国の対応ですね、これはどういうふうになっていますか。町と一緒に協議をすると思うんですけども、その後、国のほうから連絡をするとか、あるいは県のほうから持ち主に連絡をするとか、そういう方法は。町有地はまた別として、県有地、あるいは国有地の中にそういう放置船、あるいは廃船があった場合に、国、県の対応はどうなっているんですか。

議 長（田之畑）

農林水産課長。

会 議 の 経 過

農林水産課長（瀬戸山）

お答えいたします。

各関係機関との連携につきましては、随時情報連絡を取っているところでございます。今、国土交通省につきましては、大隅河川国土事務所、あと県の大隅地域振興局においては、建設部、建設総務課、あと漁協、あと町におきましては、建設課、農林水産課で対応させていただいております。先週ございましたが、県の所有地にあります放置船舶に一応撤去の看板を貼るという連絡等につきましては、随時町のほうにも連絡が来ておりますので、その辺で対応するときには連携が図られるものだと考えているところでございますので、今後につきましても来年の2月の検討委員会におきまして、再度共通認識を図っていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

5番 西園議員。

5 番（西 園）

持ち主が分かった船については、もちろん町のほうも対応せないかんわけですが、その持ち主と対応を、県のほうにも直に、国のほうにも直に、持ち主を直に対応するような格好で、町だけじゃなくして、そういうような格好で連絡をしてほしいと思います。今、MARUMARINEは、観光に力を入れている地域でございます。廃船、あるいは放置船があちこちにあつたら非常に見苦しいですね。やぶの中に隠れて見えないような船もございます。大変でしょうけれども、対応していただきたいと思います。

これで、私の質問を終わります。

議 長（田之畑）

ここで暫時休憩します。

休 憩 午前 11時46分
— ◆ —
再 開 午後 1時00分

議 長（田之畑）

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

3番 瀬戸山譲一議員の発言を許します。

3番 瀬戸山議員。

3 番（瀬戸山）

早速質問に移らせていただきます。

会 議 の 経 過

1 番目、財政と事業計画について。

①決算カードの存在を認知しているか。あるいは今後活用する意向があるか尋ねるですけれども、ここはさらっといきたいんですけれども、これはこの前、福岡に勉強に行かせていただいて、その中で出たことだったんですけれども、町長、決算カードというのは、残念ながら私、恥ずかしいんですけれども、この勉強会に出るまで知る由もないぐらい、全然知りませんでした。決算カードについて、町長はどんなふうに認知されていますか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

決算カード、地方財政状況調査についてももちろん認知しておりますが、本資料は、総務省のホームページでも公表しているところでございます。本資料を公表するに当たり、決算状況を国のルールに基づき、各地方公共団体が作成しております。ですから総務省が公表している内容は、各市町村が作成した内容を精査したものでございます。本町といたしましても、本調査内容を踏まえ、歳入構成や、歳出構成を分析し、翌年度の予算編成に活用しております。

以上です。

議 長（田之畑）

3 番 瀬戸山議員。

3 番（瀬戸山）

さらりといきますということでしたけれども、自分自身は恥ずかしくも決算カードの存在など全然存じ上げておりませんで、それでこの勉強会ですごいためになったなど。この決算カードに基づいているんな要素がうまくバランスよく散りばめられててバランスを見ながら、財政状況というのを的確に判断できるということなんですね。だからこの決算カードを見ながらやれば、物すごく分かりやすいし、スムーズに財政状況を把握できるということなんですけれども、町長、そういうことですが、今後そういう決算カードを見ながら活用する意向があるかということなんですけれども、どうですか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

議員おっしゃるとおり、もちろんこのカードを利用して行政を進めていきたいと思っております。

具体的には、歳入といたしましては、特に町税、地方交付税、国県支出金、寄附金の構

成、推移について活用しております。歳出といたしまして、義務的経費、投資的経費の推移や、補助事業、単独事業の割合等、年度間比較しております。

また、基金や地方債の状況も併せて分析し、毎年の予算編成方針に盛り込んでおりますので、決算カードについては現在も活用していることを御理解いただければありがたいなと思っております。

議 長（田之畑）

3番 瀬戸山議員。

3 番（瀬戸山）

このことに対する取組姿勢ということなんですけれども、今、総務省のホームページからダウンロード、あるいは閲覧できるということなんですけれども、自分がすごくいいなと思ったのは、例えば隣の肝付町なり、大崎町なり、対比しながら見ていけるというすごくメリットもあるわけですね。他町村と比較しながら自分のまちの財政状況も的確に把握できるというところで、物すごく便利なツールだと思いました。ぜひ今後もこれを自分たちも含めて議会もやっていかなければいけないなということを痛切に思いましたので、その辺は町長にも、これから決算等のかれこれを利用しながら自分たちと対応できるというものをつくってもらいたいと思います。

その後、②各自治体は、一般財源をどのように確保するのかで苦慮すると思う。本町は、その確保に向けてどのような策を考えているか尋ねるです。お願いします。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

御指摘のとおり、本町も一般財源の確保に毎年苦慮しております。町税は近隣市町と比較しても徴収率はよいほうであります。国有資産等所在市町村交付金、国家石油備蓄基地分は年々減少しております。このような状況を打破するため、トップセールス活動として、国、県への要望活動はもちろんのこと、各種事業を実施するための補助事業の模索、地方交付税、町債の有効活用を行っている状況でございます。

特に建設事業等を実施するに当たり、過疎対策事業債や緊急防災減災事業債など、町に有利な財源でありますので、今後も計画的に活用したいと考えております。

また、ふるさと納税もその一つの財源とした位置づけを行い、有効活用させていただいております。

以上です。

議 長（田之畑）

3番 瀬戸山議員。

3 番（瀬戸山）

今、町長の口からいい文言が出てきたんですけれども、補助事業の模索ということで、ちょっとさっき準備不足で尋ねたけれども、間に合わなかったんですけれども、以前議会でさっきちょっとお聞きしたんですけれども、その内容の把握は分からなかったんですけれども、石川県の羽咋市に研修に行かれたんじゃないかという話をちょこっと聞いていましたけれども、それを有名なスーパー公務員と言われた高野誠鮮さんのもとに行って話を聞いたということでしたけれども、そのときの議会の人たちが何名行かれたか分からないし、それから町長はその在任期間中に石川県羽咋市に行って、高野誠鮮さんの話を聞かれたことはなかったんですか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

私も羽咋市に行って、そのスーパー公務員に会ってきました。

以上です。

議 長（田之畑）

3番 瀬戸山議員。

3 番（瀬戸山）

その高野誠鮮さんは、今Y o u T u b e上でも結構出られて、羽咋市でどういう事業を起こして、どのようなお金を集めて事業を推進していったかということをとことん今Y o u T u b eで説かれているんですね。町長も以前行かれたということでしたけれども、高野誠鮮さんが例えば、コスモアイル羽咋という、U F O宇宙館というのをつくられて、そのとき今言われた支援金の模索ということでしたけれども、5 0億円お金を集められたということで、それに奔走したということがテレビにも出たし、Y o u T u b eにも出ているんですが、何を言いたいかというのは、その支援金、事業の模索ということであれば、例えば農林水産課にしても、前に言ったことがあるんですけれども、いろんな事業があって、それに対する支援金というのが下手すれば何百ってあるわけですよ。だから私は以前も言ったことがあったんですけれども、それを町民の皆さんに提示してほしいということをして1回言ったことがありました。それはなぜそんなことを言うかというのは、その事業を見て、町民の皆さんが、これだったら自分たちでもやれるんじゃないかということが分かるわけで、そうなったときに、その事業を役場で、東串良で起こして、国に申請してお金をもらおうと。それがいろんな形の交付金になると思うんですけれども、一般財源化できるお金にもなっていくんじゃないかということで、今模索ということを言われたわけで、その模索できる事業、支援、こういうことは、やっぱり町長、自分はイニシアチブを取ってそういうのをぼんぼん町民の皆さんにも流布して、町内で事業を起こして、それに合う支援金、助成金、補助金をもらって一般財源化できる部分があれば、そこでお金を町内に

会 議 の 経 過

入れて潤沢に回していくということ。去年、清溪セミナーというのもあって、そこに出席したときにそういう話をされた、ある公共団体の方がいらっちゃって、とにかく何か政策を、とにかく役場としては、東串良としては、そういういろんな事業とか支援、そういうお金に対して、自分たちが政策立案して、それに合った事業を起こして、お金を東串良なら東串良に入れて、そのお金を自分たちのまちで回していく。これがやっぱり行政が執り行う一つの大きなテーマじゃないかということを言われました。

だから結論としては、そういう事業なり、やっぱり町民の皆さんにもどんどん提示して、ヒットするものがあれば、行政と、それから議会、そして最終的には町民の皆さんと三者一体となってお金を、お金、お金ということになりますけれども、そういうふうなことをやっていく。これが一番大事じゃないかなということを高野誠鮮さんはYouTubeでも、それから別のサイトでも盛んに言っているらしいです。これ物すごく大事なことじゃないかなということ。今度の福岡でもそういう話にもなりましたので、これは一つの大きなテーマじゃないかと思います。町長、こういう認識をやっぱり持つておくべきじゃないかなと思いますが、いかがですか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

今おっしゃった高田さん、私がちょうど会ったときは、テレビ会社の人を連れていらっしやいまして、そのとき担当したのが11PMを担当されていたということで、それを退職後、羽咋市に勤められて、それで最初にやったのが羽咋市のお米を皇居に納めようとしたら、皇居に断られまして、それをローマ法王のほうに届けられたそうです。そうしたらローマ法王はそれを取扱いしてくださった。それからの羽咋市であって、またそのお米が神子米のお米の名前をつけられたということまでちょっとそういうのを勉強させていただきました。

今現在、私、我がまちの職員も何とかせんか、何とかせんかという音頭は上げておりますので、そういう職員が出てくるのを待っておりますので、それまで御期待いただければありがたいなと思っております。

以上です。

議 長（田之畑）

3番 瀬戸山議員。

3 番（瀬戸山）

そういう補足的な話でありますけど、だから今、職員のこととも言われましたけれども、この話はここで終わりますけれども、とにかく高野誠鮮さんが言われるのは失敗を恐れるなど。成功するまで失敗させろというのは彼の定義だったみたいで、職員の皆さんのやっぱりいろんなそういうチャレンジをさせてお金を東串良に入れるためのそういう事業とい

うのをどんどんイニシアチブを取って町長が血気盛んにやっていくべきじゃないかなと思います。

次に、③住民の意向に沿った予算編成が基本である。それに基づき事業計画を立てているか尋ねるということですがけれども、この事業計画について、今度町民の皆さんと語る会があって、豊栄の場が出たことですがけれども、我々は、町が例えばいろんな事業をして、今回も、これは失礼な話で、執行部に対して失礼かもしれませんが、防災センターを建てた。今実際、建築が始まっていますけれども、こういう計画も知らないし、どういう経過で、誰が立案して、誰が政策実行に関わっていった、結果的に議会も承認したわけですがけれども、そういう経過も知らない。だから町民にそういう、例えば今度2億6,000万円の事業でしたけれども、この2億6,000万円というのは税金でしょう。何で我々もいろんな意見を具申したいし、いろんな意見も言いたいのに、全くそういう場がないということですね。だから事業、このお金ですがけれども、我々が払っている税金に関して、我々が全然計り知れないところでいろんな事業が進んでいるし、これはちょっといろいろ考えてもらいたいということ結構きつく言われました。だからこれからは、いろんな財政と事業計画についてですがけれども、町民の皆さんと、例えばパブリックコメントも何回も言ってますけれども、さっきもちょこっと出ましたけれども、パブリックコメントもしながら大きな事業に関してはとりあえず町民の皆さんにも知らしめて、その経過をいろいろと知らしめながら事業計画、そしてそこにお金を当てはめていくということをやっけないと、やっぱりこれから世の中もそういうのが厳しくなっていますので、町民の皆さんの厳しい目が今回の町民の皆さんと語る会で言われましたので、とにかくパブリックコメントなり、町民の皆さんにちゃんと議会だよりもですし、町報でもそうですけれども、やっぱり知らしめることが必要じゃないかなということの大いに思いましたので、予算編成とそれから事業計画についても分かりやすく、具体的に町民の皆さんが今その情報を求めようとしていますので、そういう認識が必要かなと思います。

この1については、終わります。

2、入札制度についてです。

最低制限価格ってありますよね。入札をして、最低制限価格より下に入札を入れてしまうと失格になってしまうという制度ですがけれども、最低制限価格は県に準拠しているのか尋ねるということです。だから皆さん、ほとんど公共単価というのは県に準じていますけれども、今はほかの他町村に聞いていますけれども、東串良はどうかということですがけれども、業者さんたちの話を聞いてみると、その辺がどこまで最低制限価格をしているのか、分からないということで、それで今県なんかは、最低制限価格の工種ごとの算出基準というののちゃんと書いてあるそうですけれども、東串良はそれがなかなか不明瞭、分からない部分があるという話も聞いたんですが、どうですか。

議 長 (田之畑)

町長。

町 長 (宮 原)

お答えします。

本年度から東串良町建設工事に係る最低制限価格の設定に関する要綱を施行しております。本規程は、中央公共工事契約制度運用連絡協議会の運用指針に基づき、執行しております。よって、国の運用基準に遵守しているものと言えます。

議 長（田之畑）

3番 瀬戸山議員。

3 番（瀬戸山）

であれば、そういう国の基準に即してやっているということをやっぱり表明して、その根拠は何かということ建設業者さんたちは明示してほしいということでした。そんなふうにされるということですね。分かりました。

次に②建築工事ですけれども、建築工事で公示されている県単価以外の資材が用いられたとき、その積算価格は提示されているか尋ねるですけれども、例えば県とか、ほかの他町村を見ると、比較した場合にちゃんと工事価格以外のいろんな特殊な資材とか材料が出てきたときはちゃんと積算しやすいように、その積算価格、あるいはその積算価格が出したところの例えばコンサルタントとか、あるいはそういう会社とかの根拠をちゃんと示して、積算がしやすく、入札書と企画書なんかつくっているということですので、業者さんたちいわく、東串良はその辺がもうちょっと足りないんじゃないかなと。ちゃんとの確な入札、積算をするためには、その辺の公表もほかの他町村、県に準じてやるべきじゃないかという話を聞いていますが、いかがですか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

本町において、執行している建築工事の多くは、設計事務所に業務委託として外注している状況にあります。その中で、成果品として設計内訳書と、設計閲覧用の金額抜き設計内訳書を併せて提出していただいております。提出していただいた金額抜き設計内訳書を確認しますと、内容によっては一部の事業で物価本などの掲載ページを備考欄に記載している事業があり、議員お尋ねの県単価以外の資材が用いられたとき、見積書による積算価格の提示は、現段階では行っておりません。このことについて、近隣の市町の状況等も確認しましたが、鹿屋市については、記載本及び見積書による積算価格の提示を行っていました。ただし、その他の多くの町では、物価本など、記載ページの提示はあるものの、見積書による積算価格の提示は行っていない状況にありました。今後見積書による積算価格の提示が必要となれば、近隣町の動向も注意しながら慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上です。

議 長（田之畑）

3番 瀬戸山議員。

3 番（瀬戸山）

だからこういうことは、今鹿屋市は前向きにそういう取組をしているということですが、他町村はまだ追いついていないということだけど、やっぱりやっているところはやっていますので、そういう方向性でいくべきじゃないでしょうか。鹿屋市がやっていたら、鹿屋市にやっぱり準じて、東串良も前向きにそういう取組をしていったほうがいいんじゃないかと思いますが、どうですか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

さっきもお話ししましたが、近隣市町の動向なども注意しながら慎重に検討してまいりたいと考えております。

以上です。

議 長（田之畑）

3番 瀬戸山議員。

3 番（瀬戸山）

分かりました。

では、次に、大きな3、福祉の充実についてです。

これは、この冊子に基づいて質問するわけですが、これは5月11日、我々が総務民生で南大隅町の社会福祉協議会にお訪ねして、先進的な福祉活動をされているということで、鹿児島県でもある意味有名なんですね。南から南大隅町、錦江町、それから肝付町、東串良町、大崎町、この5町で協議会をつくっていますよね。その協議会内容についてもいろいろ聞いてきました。ここの局長がその取りまとめをして、その局長がつくってくれた資料はこれなんですね。これは以前にこの一般質問が始まる前に町長にも見てほしい、そのことについて、ちょっと一般質問しますよということで、見てもらったわけですが、この中で自分が特に注目してやっぱりすごいなと思ったのは、やっぱりこの中でどんな取組をしているかという、まずこれ、福祉事業に対する心構えですが、絶え間なく、それから頻繁にということ、とにかく体の不自由な方、それから御高齢の方に頻繁に訪れている。それだけじゃなくて、役場との連絡協議も頻繁に行っているという、こういうスタンスで臨んでいるんだということを学びました。こういうふうここに書いてあります。

そして2番目、特に特質にあたりするのが、ここもそういうふうなところまでできる

会 議 の 経 過

なということ、すごいんですけど、この6ページに二十幾つかあるんですけども、特に自分がびっくりしたのは、24時間相談事業とって、例えばおじいちゃん、おばあちゃんが具合が悪くなったときに、必ず24時間体制で携帯から、あるいは電話から連絡をすると社会福祉協議会の人たちが応対してくれるということです。365日24時間です。ここがやっぱりすごいなということですね。ここを社会福祉協議会がやっている。

それからもう一つびっくりしたのが、この8ページに書いてあります各地域において見守り隊をつくっていると。南大隅町では、特に僻地が海べりとか山間部に多いですので、それをどう対応していくかということで、ボランティアの人が72名、そして1週間に1回ずつ見守りを必ずやっているそうです。ここですごいのは防災マップと照らし合わせて防災事業とも照らし合わせて事業を進めているということで、これ本当に近隣であり得ないようなすばらしい事業をしていらっしゃるんだなということです。このことについて、町長、読んでくださったということですけども、いかが思われましたか。一言お願いします。

議 長（田之畑）
町長。

町 長（宮 原）

とにかく南大隅町に研修に行かれて本当に御苦労さまでした。今議員おっしゃるとおり、すばらしい事業をやっていると思います。我がまちは我がまちでまたそれなりの事業をやっております。ちょっと我がまちの紹介もさせていただきたいと思っております。多分聞かれたと思いますけれども。

令和3年度の本町の社会福祉協議会の事業報告によりますと、地域見守りネットワーク支援事業の町内18地区の各担当民生委員、在宅福祉アドバイザーネットワーク協力員による定例会を地域の公民館においておおむね3か月に1回の割合で実施し、情報の共有を図ったとの報告を受けております。

次に、関連する令和3年度本町民生委員協議会の活動については、民生委員の皆様が常に住民の立場に立った相談に応じていただき、必要な援助等を行いました。令和3年度の相談、援助、助言等の件数については、高齢者関係が773件、障がい者関係が18件、子供関係が46件でした。このように、様々な相談等に関わっておられる民生委員さんの活動に対しても、在宅福祉アドバイザーネットワーク協力員の皆様の協力は必要ではないかと思っておりますので、社会福祉協議会が地域見守りネットワーク支援事業をさらに充実させたいという強い意向があれば活動費の補助金の見直しなどを含めた検討を進め、社会福祉協議会の事業のさらなる活性化を後押しし、本町の進める地域包括ケアシステムの構築をさらに推進したいと考えております。

以上です。

議 長（田之畑）
3番 瀬戸山議員。

3 番（瀬戸山）

今、社会福祉協議会について、いろいろと事業をやっているんだということをおっしゃいましたけれども、腹を割って話せば、②の質問にもありますけれども、地域包括支援センターとの絡みがなかなかうまく有機的につながっていないんじゃないか。もしつながれば、まだまだいい福祉活動ができるんじゃないかということ。じゃあ、具体的にどういうことかというのは、町から社会福祉協議会に対してのお金を幾らぐらい継ぎ込んでいるかということですけども。大体同じ人口、6, 500名ぐらいです、南大隅町と東串良はですね。社会福祉協議会に対して東串良は一千何百万円だったかな。南大隅町は3, 000万円を超えております。人によっては3倍充当していると。それですごく充実した福祉活動ができるということを向こうの局長もおっしゃいました。

それで、これはなかなか言いにくいことで、やっぱり社会福祉協議会と包括支援センターの仕事の配分とか、あるいはやりとりとか、ここが有機的につながっていかないとなかなか厳しいということが多分町長の耳にも入っていると思うんですね。だからここが東串良のちょっと足りないところであるとすれば、ここが一つの大きなポイントですけども、社会福祉協議会の会長は、南大隅町はやはり町長でした。東串良は、町長でない方がいらっしゃるということで、ここはちょっとやっぱり問題なのかなと思います。それで局長いわく、やっぱり町長と社会福祉協議会が密接につながること、事業の計画から内容、執行、全てやっぱり円滑に進んでいく、これが基本だとおっしゃったんですね。我々が勉強会に行っても、わざわざ町長が出てきてくださって、我々の勉強会に対しても一言、二言申し上げて、そして挨拶をしてくださいました。我々総務民生委員に対してここまで町長が来て、ここまでやってくださるのかと驚いたんですけども、それぐらい向こうの町長も社会福祉協議会に対しての思い入れというのが強いわけですね。だから社会福祉協議会が前面に立って福祉活動をする部分があるとすれば、やっぱりそこは町長も本当に理解者だと言っていましたので局長が。もう1回その辺を洗い直して、例えばほかの、ここはよしあしもあるみたいですけども、やっぱり社会福祉協議会の会長となった場合には、やはり町長はそこに籍を置くべきじゃないかという話もよく聞く話です。だからそこは今いろいろ難しい部分があるかもしれませんが、この潤沢な三千何百万円、6, 500人の人口に対して、それが結果として出てますけれども、やはり町長とその辺がうまくつながることによって福祉活動が充実していくんじゃないかと思っているんですけども、町長は③にもつながっていきますけれども、今後の福祉活動全般にどのような姿勢で臨むかということは、自分が今言ってしまうかもしれませんが、町長がイニシアチブ、リーダーシップを取って、包括支援センター、それから社会福祉協議会をうまく取りまとめて、その辺をうまくリードしていく、それが本来の姿じゃないかと思いますが、町長はその辺の認識、心構えはどんなふうでしょうか。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

我が国の社会福祉の根本をなす社会福祉法において、社会福祉協議会は、地域福祉の推進を図る団体として、唯一位置づけられていることから、地域における社協の取組が地域福祉の推進を大きく左右している現状にもなっております。つまり社会福祉協議会の取組なくして、町の地域福祉の推進が図れない仕組みになっていると言っても過言ではございません。

現在、地域包括支援センターが推進する地域包括ケアシステムの構築の取組は、地域生活支援の仕組みづくりがあります。そしてそのためには、関係者のネットワークづくり、人づくり、地域づくりが必要になってきています。その取組は、まさに社会福祉協議会が実施しなければならない地域福祉の取組と大きく重なる部分ではないかと思えます。今後とも地域包括支援センターといたしましては、社会福祉協議会とさらなる連携を図ってまいりたいと考えております。

今後の福祉活動全般に対する姿勢をお尋ねであります。私は、いつも言っているとおり、子供に夢を、若者にロマンを、そしてお年寄りに愛を、を信条としているところでございます。町民の皆様の日常生活に欠かせない福祉行政につきましても、健康で生きがいと触れ合いのあるまちづくりを基本目標に掲げ、高齢者を初め、障がい者、母子、父子、児童等、養護を必要とされる町民の方々ができる限り住み慣れた家庭や地域の中で自立した生活を送り、健康で快適に安心して暮らせる環境づくりを推進するため、各種福祉サービスの事業の施策を実施し、住民福祉の向上に努めてまいりたいと思っております。

ちょうど今月が福祉敬老の日を迎えますけれども、70歳以上に対しまして1,000円の商品券と80歳以上に敬老年金というお金の支給を実施いたします。これは80歳以上に対しては1,200万円のお金ですけれども、我がまちは節目なく80歳以上はずっとやっております。ほかの町村は節目節目しか配付しておりません。そういうことで多分手厚くやっているなど、我がまち、私自身もそうですけれども自負しうるものと思っております。

以上です。

議 長（田之畑）

3番 瀬戸山議員。

3 番（瀬戸山）

もちろん今、絶え間なくお金も老人の方にお配りしているということでしたけれども、それはそれで大事なことですけれども、自分がこの質問をすることについて、おっと思っただけですけれども、私は前回も前々回も振興会活動かこれがかかなかうまうまなくなっている。コミュニティづくりをしていかないと駄目じゃないかなという、これざっくばらんな話を言っただけであって、今回議長がいい話をこのことについて持ってきてもらえたんですけれども、やはり例えば地域の公民館をその拠点として、例えば必要な要人を配置して、地域の老人、あるいは福祉対策、それから活性化について、そういう考え方をすればいいんじゃないかという話を議長がちょっと私に話してくれたんですけれども、それ

はいいなと思って。これは自分もいろいろ一般質問でいろいろ政策提言してきたつもりですけれども、今、ここ一両日中にその話を聞きましたので、これはいいことだなと思って。そうすると、やはり地域でコミュニティをつくって老人対策、地域活動もやっていかなきゃいけないかなという、一つの政策提言ではありませんけれども、これも大事なことかなと思うので、一言町長にそれを今伝えて、この件については終わりたいと思います。

次に、4番目、農業危機と食糧危機についてです。

①今年の米価をどのように捉えたか尋ねるですけれども、町長、一等米、二等米、三等米の金額を把握していますか。

議 長（田之畑）

農林水産課長。

農林水産課長（瀬戸山）

お答えいたします。

農協さんの早期の仮渡金につきましては、コシヒカリが一等6,100円、二等が5,900円、三等が5,600円、規格外が4,800円、7月31日検査分までということで、8月検査分につきましては、コシヒカリ一等が5,800円、二等が5,600円、三等が5,300円、規格外が4,800円ということで、次に、イクヒカリ、なつほのかでございしますが、一等につきましては5,700円、共に一緒でございします。二等につきましては、5,500円、三等につきましては、5,200円、規格外が4,800円でございます。なお、加工用米につきましては、全品種2,500円でございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

3番 瀬戸山議員。

3 番（瀬戸山）

今、農林水産課長から金額の提示がありましたけれども、願わくば、町長がこれを把握してほしかったですね。それを町長に答弁を本当はしてほしかったんですよ。なぜかといったら、今この金額で、米農家はやっていけませんということは日本農業新聞にも公表されたことであって、自分たちは水土里サークルを通じて、大々的にやっている米農家さんが四、五人いらっしゃるんですけども、もうやっていけないんですね。日本農業新聞は、来年稲作をつくるとき、農家の全国の米農家の98%が赤字に転落ということになりました。そして、5ヘクタール以上つくっている人が年間所得が純所得で16万円という数字が出ていました。お米を5町つくって16万円の利益しかない。やっていけるはずがないということで、これ物すごく深刻なんですよ。これが今の農業危機というんですけど、米農家は立ち行かなくなりました。私の同級生が大体十何町つくっています。この前電話が来て、農協から振り込まれたお金が去年からすると大体180万円少なかったと。やっていけないということですね。今年はコンバインの販売台数も大隅半島はゼロです。なぜ

ならもう買えないんですよ。まず米農家については、それですね。

それでおととい、NHKが朝、特集を組みました。酪農家、自分も酪農されていたと思うんですけども。まず畜産農家も今は飼料の高騰で相当、子牛の価格は大体平均20万円近く下がってきている上に、飼料なんかは大体倍増してきました。その中で、特に危ないのが酪農家だということをおとといの朝、NHKもとうとう組みました。多分酪農家もつぶれていくんじゃないかと。農林水産省は、酪農家をもうやめてほしいという形で、1頭乳牛を屠殺すれば5万円の補助金を出しますよと。生まれた子牛の薬殺をすれば3万円の補助を出しますと、こんな状況になってきている状況です。

だから今日、私が一般質問でなぜこういうことを取り上げたかというのは、申し訳ないんですけども、やっぱり国民の皆さんの無知、無理解、それから農家の人たちがこれだけ厳しい状況になっているのに、それをYouTubeなんかでよくおととい出られた鈴木さんという先生も言われるんですけども、県、国、それから地方公共団体が全く動いていないということをおっしゃるんですね。私としては、この救急時、鈴木さんも言われるんですけども、農業は甘やかしているとかなんとか言いますけれども、このコロナの時期で、世界が同時に不況に陥ったときに、ヨーロッパ、EUとか、アメリカは物すごい手厚い保護を農家にしています。アメリカなんか去年は2兆円のお金を使って農家の保護をやったそうです。日本に関しては、さらに3万5,000ヘクタールの減反政策をまたやろうとしていますね。それで米価はこんな感じ。米価も大体30キロ、採算に合う価格というのは大体9,000円と言われるんですけど、それが今5,800円ですよ。完全にアウトなんですよ。それで自分たちの労働力、農業に従事する労働力のお金も入れていないで算出された金額だということを見ると、農家の人たちがやっていけなくなるのは当たり前なんです。世界的な気候変動と異常気象で、いろんな形で食糧危機が言われている中で、じゃあ、日本は5月19日に森山先生がテレビで朝昼晩出ました、小麦、大豆、トウモロコシの自国生産をしようという話。だけどそれもなかなか地方に伝わっていないですね。7月14日に、我々はリナシティで肝属郡区の勉強会があったんですけど、国政報告で、森山代議士の秘書の方が来年食糧危機が来る可能性があるよということをはっきり断言されました。それに関して、我々何人の議員さんたちがぴんと来たのかなと思っっているぐらいですけども、全くこの農業危機と食糧危機が相重なったとき、どんな事態が訪れるかということも議論にもならないんですよ。だから私としては、その鈴木さんというおととい出られた方がおっしゃるのは、今こそアメリカとかEUに倣って、農家の戸別所得補償制度をやるべきだということなんですよ。昔は米をつくっても1反に1万5,000円の補助金がついていました。それが7,500円になり、今はゼロになって、米をつくってもゼロです。この米価、米農家は本当にやっていけなくなります。だから我々、議会、そして役場の行政に携わっている方々がどれぐらい深刻に受け止めているかということを考えていかないと、大変なことになるんじゃないかということをおもいます。

今度郡の議長会でもちょっと政策提言させてもらおうと思って今準備をしているんですけども、やっぱり自分たちが一致団結して、国に対して、要するにネット上でも言われるんですね。国は何も手を打っていないと。このままやれば農家は本当につぶれますよということを踏まえて、やっぱり町長の皆さんの大隅期成会でもいいし、郡の議長会でもい

いし、我々議会とも執行部とも一緒になって、やっぱりそこを政策提言して、今戸別所得補償制度をやっていないと農家は潰れますよということを本当に一致団結してやる時期が来ていると思うんですよ。だから町長、いろいろ肝属4市5町、それから肝属郡区4町、いろいろありますけれども、町長自身も、前も私は言ったと思うんですね。気候変動で農業が本当に厳しくなりますよと言ってるわけで、本当に親身になって本気を出して、来年に対しての問題解決、具体策にやっぱり取り組んでいかないといけないと思います。自分はこれも盲点でしたけれども、一番悩んでいるのは種がないんですよ。東串良のピーマン、キュウリも全部輸入100%です。畜産農家、酪農家が植えるイタリアンとか、それから牧草も全て100%輸入です。何かあったときはアウトです。それでやっぱり今農業政策をいろんな人と語り合っていて勉強しているんですけども、やっぱり7月14日、森山代議士の秘書の方がいらっしゃって、具体的にどういう取組をしていけばいいのかということをやっぱり言われました。地方の議員さんたちも一緒になって、グループをつくって、考える会でもつくってほしいということを言われたんですね。でないと、本当に農業危機が身近に来ているということ全く自覚していない、今のこの現勢だと思います。

もう今②まで言ってしまったんですけども、だからこれから本当に農業に関しては、我々は農業のまちですから、これは真剣に考えていかないと、種もないですよ。私の同級生がハウスを1棟増やしたんですけど、種があるものと思って息子が帰ってきたからやったけど、今年は種がなかったんですよ。種がない。つまり元も子もないんですね。そうしたらそこに関係しているある種苗会社の人に来られて、来年どうなるか分からないから、今年のうちに来年の種を予約してほしいと言われたのが2か月前です。だからそういう厳しい現実がある。これを本当親身になって、町長、みんなで町長がイニシアチブを取って、全課、あるいは議会とも連携してやっていくような体制、あるいは4市5町の期成会、さっき言った4町の議長会、この辺でも発言していく。そして自分が酪農されてて農家出身ですので、そのイニシアチブ、リーダーシップを取っていただきたいんですが、いかがですか、最後の質問。

議 長（田之畑）
町長。

町 長（宮 原）

議員おっしゃるとおり、本当、私もNHKでテレビを見ておりました。酪農家の現状を見て水よりも安い牛乳が本当にかわいそうぐらい。それでやむにやめられないというのが、改築をやった1億円の借入れがあるからやめられないという、こんな現状を鑑みして、自分自身もそうやってきたのを現実として、あれを本当、今おっしゃる、国民はなぜ考えないのかなという。水より安い牛乳ですよ、本当。あの1リットル198円ですよ。あんなかわいそうなことはない。水500ミリリットルが100円からですがね。こんな現実があるものはなぜ国民は考えないか。私はそう思います。今、議員おっしゃるとおり、種子も、イタリアンも肥料もみんな海外、外国の輸入です。おっしゃるとおりです。それは本当の現実として。これをおっしゃいましたことを議員もそうですが、私も声を上げたい

と思っております。今後は、何か議員と私どもと一緒に、執行部もそうですけれども、そういうのをやっぱり国民に訴える気持ちがないことにはどうしても解決できないかなと思っております。というのも結局食糧危機というのは、本当現実味として出てくるだろうと思っております。というのも農家がつくらなくなるというのが現実味として出てくるだろうと思っております。とにかく生産する基盤、そして野村農水大臣がおっしゃいますけれども、安全保障の食糧と言いながら、具体的にこれを書いてもらってないものですから、今のところ、食糧安全保障というものを具体的にそういうものをいただきたいなと思っておりますので、またそのときは、御協力いただいて、建議するものは建議して、提案するものは提案していきたいと思っております。

以上です。

議 長（田之畑）

それでは、瀬戸山議員の質問が終わりましたので、次に、9番 宮地利雄議員の発言を許します。

9番 宮地議員。

9 番（宮 地）

教育長とは今回初めて対峙します。日本共産党の宮地といいます。よろしくお願ひします。

今回取り上げた問題というのは、国政との関わりが非常に強いものばかりでありまして、市町村でできるというのは、なかなかない面もあるわけですが、まず安倍元首相の死去に伴う国葬に対する本町の対応の問題です。

安倍元首相がああいう形で急遽亡くなったわけですが、それに対して岸田総理が早速国葬をやろうというのを言い出しまして、日本共産党は先日の臨時国会でもそれは憲法違反だと、憲法14条19条違反だということで早速声明を発表しているわけですが、

実はこの安倍元首相の出身地である山口県内では、安倍家の葬儀の際、県当局から各教育委員会を通じて学校に半旗の掲揚が要請され、これ周南市を除く県内全ての学校で弔旗が掲揚されたという報道が、これは一部ですが、なされております。こうした動きについて、国会でもほかのいろいろと議論がされておりますが、岸田総理自身は、全国民にそういう弔意を要請するものではないと。ただ、政府の官庁については、黙禱をさせるとか、いろんなことを言っているようですが、全国では幾つかの自治体で半旗や黙禱などの動きがあるようですが、あまり大きな動きにはなっていないと思うんですが、鹿児島県からこの件で何らかの通達や指導事例などが来ているのか。また町長としては、特にこの国葬に合わせた形で何か対応する考えがあるのか、その辺をまず伺っておきます。

議 長（田之畑）

町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

まず、初めに安倍元総理の逝去に対しまして謹んでお悔やみ申し上げます。

議員お尋ねの件についてですが、県からの通達や指導事例は現在のところ届いておりません。半旗や黙禱などを行うかどうかについては、現在のところ考えておりませんが、特に県の指導、近隣市町の対応状況などを確認の上、対応しようと考えております。しかしながら、現在、役場庁舎周辺においては、防災施設新築工事や、庁舎外構工事の工事を行っている関係で、掲揚台が撤去されておりますので、半旗についてははしたいと思っても不可能な状況でございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

9番 宮地議員。

9 番（宮 地）

掲揚台もなければどうにも動きが取れないという状況のようだと思います。

この問題では、特に国葬の問題については、国会でもるる共産党の議員も具体的な例を挙げて国葬の強行は憲法14条の法の下での平等に反するとか、19条の思想及び良心の自由に反するとか、具体的な数字というか、例を挙げておりますし、それから国葬自体が戦前の天皇中心の専制国家を支える儀式として国民に押しつかえておったんだと。そしてましてや国会での説明もなし、あるいは憲法違反の国葬に国民の血税を使うと。最近の報道は7億円ぐらい使うようなことも報道されておりますし、安倍元総理自身が最近では統一教会との関係が次々と明らかになっております。自民党の国会議員の半数近くがそういうつき合いをやっていると。統一教会問題では、最後にこの問題についての質問もしますが、

さて、もう一つ取り上げたのは、教育長に対して、県の教育事務所などからこの件で何らかの町長に尋ねたのと同じですが、通達や指導の事例などが来ているのか、教育長としての対応について伺います。

議 長（田之畑）

教育長。

教育長（金 久）

お答えいたします。

安倍元首相の死去に伴う国葬への対応につきましては、現時点において鹿児島県教育委員会から通知などは届いておりません。教育委員会、教育長といたしましても国、県の動向を踏まえつつ適切に対応してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

議 長（田之畑）

9番 宮地議員。

9 番 (宮 地)

分かりました。

次に、2番目に入ります。コロナ問題です。

本日、取り上げている課題は、国政との関わりが強いものばかりだというふうに最初に申し上げましたが、コロナ問題にしても、次のインボイスの問題、それから統一教会についての最後の質問にしてもやはり国政との関係が非常に強い問題ではありますが。

それでは、次に、コロナ問題で、退職を既にされましたが、以前の福祉課長時代に、町民の中からコロナの感染者及び接触者が出た場合に自宅療養が必要だという町民が出た場合に、買い物にも出られないというような町民が出る可能性もあると。したがって、福祉課として、私はその話を聞いて大変だなと思ったんですが、買い物などを誰も買いに行ってくれないような家族構成とかいうのもあり得るわけですから、そういう買い物などをしてそういう家庭の感染者などにぜひ届けたいというような方針も説明があったんですね。しかし、それが実際どのようにこの間、されてきたのか。私も8月になってからでしたが、本町内のコロナの感染者の数を毎日毎日、うちの事務局から、パソコンに入るものですから、それを数字を毎日書いていったんですが、一番多いときでは35名でしたか。私も非常にその数字を見てびっくりしましたが、8月全体で300名を超えたんじゃないですかね。ですから、そのうち、全国的な報道でしか分からないんですよ。全国の死者の数とか、それから感染者の数は分かりますけれども、大部分が自宅療養者となっているんですね。ですから町内でもたくさんの方が自宅療養になったんじゃないかなと思うんですね。だからそういう意味では、前の福祉課長が提案して、そういう方向で取り組まれたと思うんですけども、この間のそういう態度表明をして以降、本町がそういう形で感染者などに対する助成の措置、買い物などの助成措置を実施したのかどうか。どのくらい実施されているのか、一つ質問をしておきます。

議 長 (田之畑)

町長。

町 長 (宮 原)

お答えします。

まず買い物支援の対象となる世帯について説明いたします。本町では、新型コロナウイルス感染症による自宅待機を行っている世帯で、親族や友人、知人などの連絡を取れる方が近くにいない、身寄りのない方や、支援を頼んでも断られ、誰からも援助してもらえない方を支援の対象としています。まずは、電話で聞き取りを行い、支援の対象となった場合は、職員が買い物及び配達を行います。食料費は1人1食500円以内となります。

次に、支援の実績について説明いたします。現在までの支援対象世帯は7世帯。人数は22名で、各世帯に自宅待機期間中のお弁当や日持ちする食料を支援いたしました。支援による予算の支出額は7万237円です。これは8月31日現在。また、食料以外にも紙

おむつ、マスク、消毒液、トイレットペーパーなどの必要な生活用品を提供いたしました。本町においても新型コロナウイルス感染症の陽性者が増えておりまして、支援に関するお問合せ件数も急増しておりますが、支援の必要性を判断した上で対応しております。

以上です。

議 長（田之畑）

9番 宮地議員。

9 番（宮 地）

関係の職員の皆様は本当御苦労さまですが、まだなかなかコロナの収束が見えない状況ですので、一つ引き続き、今のところそんなに何十世帯も出て職員がばたばたしているという状況ではなさそうですので、引き続きこの制度を維持しながら必要な家庭には生活用品が届くという状況を維持していただきたいと思います。

続けて3番目のインボイスと畜産農家の問題です。

インボイスの問題も本当にこれは分からんという方が多いんですね。畜産農家が先に出てきております。この畜産農家、特に子牛を生産する農家は、私も税金で何人か計算をしておりますけれども、大体お年寄りですよ。夫婦で、あるいは1人で親牛を2頭、4頭、5頭買って、子牛を市場に出荷するというような皆さんです。ところがその牛をせり市で買って持って帰るのは大きな肥育農家ですよ。そういうところはちゃんと消費税を払っている農家です。ですから、消費税を支払っているそういう農家が消費税を納めるわけだけれども、牛の価格には消費税をつけて生産者に行くんですね、お金が。それを最終的な税金の申告のときに、その支払った消費税分を差し引いて、そして子牛を買い取った農家が申告をしないと、その消費税分は損をすることになるわけですね。ですから、それをさせないために、このインボイスという、税務署も全国民から消費税を取り立てようとするやり方だと思うんですが、インボイスという制度を今年の4月から適用というか、始められるということで、実際は来年の10月からこれが効力を発するというので、この牛1頭には幾ら幾らの消費税が入っていますよというのを毎月買うた業者に文書で出さないかんわけですね。そうするとお年寄りの農家はそんなことを1頭、1頭について取引のたびにそんなことをやるのは実務的にも大変だということから農家の中でも反対が広がっております。そしてこのインボイスを発行すれば、自動的に消費税の課税業者になるんですね。そうすると、どうなるかということ、小さな農家がいまやこの牛の価格自体も下がっているわけですから、その上にこの消費税分の消費税を納めないよと、インボイスはうちはしないよということももちろん可能ですけれども、そういう農家の牛はさらに消費税分を値下げした額でしか入札しないと、市場で売れないという事態になってしまうと。

私はまだ調べてませんが、税務課長あたりが分かっていると思うんですけれども、そういうこの消費税の課税されていない子牛生産農家というのが、町内に何世帯ぐらいいるのかなというふうに思って、牛のせり市の名簿も見たりしたんですけれども正確には分かりませんが100名はいないんじゃないかと思いますが、とにかくそういう農家は、いえはもうやめるかというところに追い込まれてしまうという状況にならざるを得ないというふ

うに思うんですけども、3番目に書いてありますように、消費税非課税の畜産農家は、家畜市場でも買ったたかれる可能性がある。市町村の取れる政策としては、何らかの対応が考えられるか伺うと書きましたけれども、実際にはなかなかこれを市町村で何とかカバーしていこうというのは大変努力というか、実情があると思うんですけども。また、子牛を実際に購入する、そういう子牛を購入して持って帰って大きくする農家はどのような意向で現在のインボイス制度を迎えようとしているのか、答弁の準備があればお願いします。

議 長（田之畑）
町長。

町 長（宮 原）

インボイス制度については、あくまで任意となりますが、原則来年3月までに鹿屋税務署に適格請求書発行事業者への登録が必要となるところでございます。購入者が本則課税の事業者である場合、取引相手が適格請求書発行事業者でなければ、消費税の仕入れ小売はできない仕組みとなっており、購入者の負担が増加することになります。

和牛の子牛販売は農協特例や卸売市場特例が適用されませんので、本則課税事業者が免税事業者の子牛購入を控えるなど、価格が下がる恐れが生じることも危惧されますが、市場を通し売買を行うため、実際どのような情勢になるかは未知数のところでございます。今まで免税事業者であった畜産農家については、適格証明請求書発行事業者になるか、ならないかは任意であり、いずれにしても負担が生じる可能性があることから十分に検討の上、選択していただければと考えております。

畜産農家への制度周知及び説明については、近隣市町も同様でございますが、現在のところ、具体的には決まっておきませんので、今後関係機関と協議する必要があるものと考えております。特に質問にあります消費税非課税対象者においては、和牛繁殖農家が多くを占めると思いますが、子牛の販売先は家畜市場となっておりますので、管轄するJAに確認いたしましたところ、7月には県農協連中央会から県経済連に今後のタイムスケジュール作成について、指示があったと聞き及んでおります。今後、県内の家畜市場を運営する県経済連とも連携を図り、適時適切な対応を図っていきたいと考えております。

以上です。

議 長（田之畑）
9番 宮地議員。

9 番（宮 地）

いよいよ時期が迫っているというふうに思います。農林水産課なのか、税務課なのかちょっとよく分かりませんが、対応が漏れることのないように的確な対応を要請をいたしておきたいと思っております。

次に、同じインボイスですが、シルバー人材センターのインボイス問題についてに移り

ます。

公益法人であるシルバー人材センターの運営は、収支相償（しゅうしあいつぐなう）というのが原則だというふうになっておるようです。私も収支相償（しゅうしあいしょう）と読むのかなと思ったんだけど、収支相償（しゅうしあいつぐなう）という原則があつて、あまりもうけてはいけないよと、公益法人だからということだろうと思うんですね。ですから、消費税を負担できるような財源をシルバー人材センターは持っていないわけです。それでも幾つかのシルバー人材センターは、現在幾らほど消費税を、それでも消費税を若干払っているところもあるし、それから丸々インボイスが働いた場合にどのくらいの消費税をそのシルバー人材センターの関係者で払わないかんのかというのを計算をされたシルバー人材センターもあるようです。

結局シルバー人材センターで働くお年寄りの方は、そのセンターが発注する仕事を請け負う個人事業者という関係になると。雇用関係はないんだけど、個人事業者という関係で仕事を請け負うんだと、そういう関係だから消費税を払わないかんのだというのが税務当局の国税局の判断のようです。

本来、会員は受け取った配分金に消費税が含まれているものですから、それを本当は税務署に毎年申告せないかんという必要があるんだけど、1,000万円を超えないから、1,000万円以下であるために免税事業者となって納税する必要がこれまでなかったわけですよ。しかしインボイス制度が始まると配分金が仕入れ課税控除の対象にならないというために、センターの消費税の納税額が一気に増えるということで、これは試算をしたんですけども、例えば大崎町のシルバー人材センターの場合ですが、年間、これまで27万3,700円の消費税を納めていたんだが、今後はこれが515万円になるという試算がなされております。しかも、このインボイスというのは、いろんなことを国税局は考えるもので、仕入れ控除の割合を期限を設けて3年以内とその次の3年以内を、最初の3年以内は80%、次の3年以内は50%というふうに消費税額を最終的には控除額はゼロになるので、この515万円になるんだけど。途中が150万円、320万円というぐあいに、そういう消費税の段階的な課税というものも今回の中には入れているんですね。

そこで本町のシルバー人材センターにも近々、私は早く行って具体的な数字も聞き出そうと思っているんですけども、なかなか今日まで始まっていませんが、通告書に書いておきましたように、このインボイス制度について、シルバー人材センターでは、実は入ってきた情報によれば鹿児島県全体で、シルバー人材センター運営協議会だったかな、何とかというところで県全体の会合が開かれて、これはどうにかしてくれんと我々はやっていけないということから、うちの議長宛てにも直接要請文が来ております。ですから、何とかこの議会の会期中に意見書などを上げないといかんというような気はしているんですけども、この町当局の側で、シルバー人材センターに本町もたしか令和3年度の決算では、五百何十万円ですかね、補助金を出しているんですよ。だからそういう本町ともいわば持ちつ持たれつの関係にあるし、シルバー人材センターに頼んでいろんな役場の植栽についても手入れをしてもらっているような関係もあるわけですから、ぜひこういうところの情報もきちんと仕入れて、なるべく多くの、100名を超す方が人材センターに加入

会 議 の 経 過

しておられるんじゃないですかね。だからこういう人たちが、消費税分を、あなたの報酬から引きますよと。引いてしまうと、ある人材センターなんか、最低賃金を下回ってしまうんですよね。というところも出てくると。その問題もあって、頭が痛いというふうに言っただけの方もいたようです。担当課では、どのような議論がなされているか、一つ町長のほうにどんな答弁の原稿が来ているか分かりませんが、よろしくお願いします。

議 長（田之畑）
町長。

町 長（宮 原）

お答えします。

東串良町シルバー人材センターにインボイス制度に対する今後の対応について問い合わせたところ、以下の回答がありましたので、報告いたします。

県シルバー人材センターでは、インボイス制度については、着地点が見えない中での議論としているところでございますが、各センターからの情報等において、事務費等の引上げによる対応とするとの意見を聞いており、昨今の経済情勢の中、消費者物価の値上げと合わせた捉えた方が発注者にあると思われることから、事務費等の引上げに対しては、大きな混乱はないのではないかと考えられますとのことであります。

さらに、東串良町シルバー人材センターでは、新たな税負担は運営上、まさに死活問題であるため、県内各シルバー人材センター同様、発注者からの事務費を来年4月1日より、現在の10%から14%に引き上げて、これは案ですけれども、引き上げてインボイス制度に対応したいと考えておりますとの回答がありました。

町といたしましては、シルバー人材センターに対する補助金の対象となる経費については、補助金交付要綱に規定のとおり、人件費のみ該当することから、インボイスへの対応策につきましては、今後検討してまいりたいと考えております。

以上です。

議 長（田之畑）
9番 宮地議員。

9 番（宮 地）

本町の補助金は人件費以外は出せないという、決まり上、そうなっているわけですから。そうするとこの消費税分に見合う補助ということが、ほかの町村もなかなかそういうことが難しいんじゃないかと。実際にはそう思います。そうすると、仕事を発注した人の利用料を引き上げざるを得ないというのがほかのシルバー人材センターの考え方でもあるようです。ですから、ピーマンちぎりとか、キュウリちぎりとか、そういうところにもシルバー人材センターが派遣されますし、あるいは役場の植栽の整備についても発注者の利用料を引き上げざるを得ないと。そうするとますます仕事がなくなるんじゃないかと危惧するんですよね。だから、本当にこの問題もこれは東串良だけじゃなくて、全国的な問題です

ので、大いに私たちも宣伝を含めて国税局に対する要請も強めていきたいと思えます。

最後に、統一教会問題です。

世界平和統一家庭連合という組織に名称を変更したんですが、この変更になったいきさつもいろいろと国会で議論をされてきておりますけれども、全国靈感商法対策弁護士連絡会というのがあるんだそうです。これが発表した数字によりますと、この35年間に全国で国民生活センター、これは各県に置かれているんじゃないかな、国民生活センターですね。3万4,537件、1,237億円の被害が報告されていると。本町の場合には、どうなるかというのがその質問ですけれども、どうもこの靈感商法というのは結局、あなたの先祖には悪いことをした人がたくさんおると。統一教会の会員が特に若い人たちに対して何か悩んでいることはないかとか、そうするといろいろ家賃が高いとか、授業料が高いとか、いろいろそう言うと、それはあなたの先祖が悪いんだということで、それをその霊をはらうために印鑑を高く買わせたり、つぼを何百万円かで買わせたりして、韓国にそういう金を送るといふ活動を統一教会は長いことやってきました。私が、町会議員を始めた頃にもそういう相談がありまして、言ったこともあったんですけれども、本町の場合、当時企画課がこの消費生活センターに相当する事務を担当していた気がするんですが、企画課長、どうですか、今では違うんですかね。もしそうであれば、最近、そういう一定の統一教会などによる靈感商法の被害の訴えが来ておりますかね、役場に。

議 長（田之畑）

企画課長。

企画課長（中 島）

お答えをいたします。

この消費生活問題につきましては、今、事務につきましては、広域で取り組んでおりまして、資格を有した消費生活相談員が鹿屋市が雇用し、鹿屋市消費生活センターに常駐しているという状況でございます。現在におきましては、鹿屋市、東串良町、錦江町及び南大隅町の4市町で消費生活相談業務の広域的対応に関する協定に基づきまして、町民の方々から消費者トラブルの件で相談したい旨の申出があった場合には、鹿屋市消費生活センターを案内しているところでございます。

鹿屋市消費生活センターに問合せをしましたところ、団体名を特定した回答は控えさせていただきますが、いわゆる靈感商法と言われる相談につきましては、消費者行政が広域化された平成28年度以降、鹿屋市消費生活センター管内で15件、東串良町内におきましては0件という回答をいただいております。

以上でございます。

議 長（田之畑）

9番 宮地議員。

9 番（宮 地）

会 議 の 経 過

広域で対応するようになったということで分かりました。

平成28年以降も広域には一定の被害状況があるが、町内はないということで安心をいたしました。

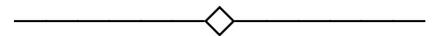
以上で、私の質問を終わります。

議 長（田之畑）

以上で、一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休 憩 午後2時24分



再 開 午後2時31分

議 長（田之畑）

それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。



◆ 日程第3 議案第33号 令和4年度東串良町一般会計補正予算（第3号）

議 長（田之畑）

日程第3 議案第33号 令和4年度東串良町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る6日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

6番 泊議員。

6 番（ 泊 ）

24ページの日観光費、節工事請負費、今回600万円の追加補正がございますが、このことについてお尋ねいたします。・・・聞き取り難し・・・ドームハウスの予算が計上されておりますが、今回単価増による追加補正がされております。その予算が600万円追加されておりますが、説明の中では、単価の増ということでございましたが、この工事がまだ契約されていないということでございますが、遅れている理由をお尋ねいたします。

議 長（田之畑）

企画課長。

企画課長（中 島）

お答えをいたします。

会 議 の 経 過

事業がまだ執行されていない理由につきましては、現在、県のほうと協議をしておりますが、保安林解除の件で今話を詰めているところでございます。今年2棟、そしてさらに2棟ということで来年まで建設があるんですが、その部分まで含めての場所の詳細な確定、面積、そこは保安林解除をするということで、今現在、専門の業者にもお願いしまして、はっきりとした数値を県に報告できる予定となっております。県のほうでも以前から調整をしておりますので、そこまで含めて今月いっぱいには保安林解除をするという方向で協議が進んでおりますので、その後の発注というところになるところでございます。

以上でございます。

議 長（田之畑）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから議案第33号 令和4年度東串良町一般会計補正予算（第3号）を採決します。
お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~  
◆ 日程第4 議案第34号 令和4年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議 長（田之畑）

日程第4 議案第34号 令和4年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

## 会 議 の 経 過

を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る6日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから議案第34号 令和4年度東串良町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第5 議案第35号 令和4年度東串良町介護保険事業(保険事業勘定)特別会計補正予算(第2号)

議 長 (田之畑)

日程第5 議案第35号 令和4年度東串良町介護保険事業(保険事業勘定)特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る6日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

会 議 の 経 過

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。
これから議案第35号 令和4年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計補正予算（第2号）を採決します。
お諮りします。
本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。
したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第6 議案第36号 令和4年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第1号）

議 長（田之畑）

日程第6 議案第36号 令和4年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計補正予算（第1号）を議題とします。  
本案について、町長からの提案理由の説明は、去る6日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。  
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。  
これから討論を行います。  
討論はありませんか。

## 会 議 の 経 過

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから議案第36号 令和4年度東串良町介護保険事業(サービス事業勘定)特別会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第7 議案第37号 令和4年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)

議 長 (田之畑)

日程第7 議案第37号 令和4年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る6日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから議案第37号 令和4年度東串良町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)を採決します。

会 議 の 経 過

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

議 長 (田之畑)

これで、本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、9月22日午前9時30分より会議を開きます。

本日はこれで散会します。

散 会            午後2時38分

## 令和4年第3回東串良町議会定例会（第3号）

開 会 令和4年9月22日 午前 9時30分  
閉 会 令和4年9月22日 午前10時03分

### 出席議員（10人）

|           |           |
|-----------|-----------|
| 1番 小川 香織  | 2番 児玉 勇治  |
| 3番 瀬戸山 譲一 | 4番 牧原 完治  |
| 5番 西園 貞美  | 6番 泊 重巳   |
| 7番 前田 隆   | 8番 上園 ミキ  |
| 9番 宮地 利雄  | 10番 田之畑 稔 |

### 欠席議員（0人）

### 会議録署名議員（会議規則第127条）

|          |          |
|----------|----------|
| 1番 小川 香織 | 2番 児玉 勇治 |
|----------|----------|

### 職務のため出席した者の職・氏名

|            |          |
|------------|----------|
| 事務局長 浜屋 啓子 | 書記 大園 保広 |
|------------|----------|

地方自治法第121条の規定による出席者は次のとおりである。

|               |                          |
|---------------|--------------------------|
| 町長 宮原 順       | 住民課長 田尾 勝                |
| 副町長 畠中 勇一郎    | 企画課長 中島 孝一               |
| 教育長 金久 三男     | 農地課長兼農業委員会事務局長 前田 秀一     |
| 会計管理者 有嶋 義昭   | 管理課長兼学校給食共同調理場所長 中小野田 輝幸 |
| 総務課長 江口 勝志    | 社会教育課長 吉留 潤一郎            |
| 農林水産課長 瀬戸山 雅樹 | 総務課長補佐 上野 史生             |
| 福祉課長 東水流 勝    |                          |
| 税務課長 西田 博文    |                          |
| 建設課長 寺園 竜二    |                          |

|          |          |
|----------|----------|
| 議事日程     | 別紙のとおり   |
| 会議に付した事件 | 議事日程のとおり |
| 会議の経過    | 別紙のとおり   |

## 議 事 日 程

- 日程第 1 議員派遣の件
- 日程第 2 陳情第21号 岩弘中地区の道路整備に関する陳情書（委員長報告）
- 日程第 3 発議第 7号 消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書
- 日程第 4 議案第30号 東串良町過疎地域持続的発展計画の変更について
- 日程第 5 議案第31号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 6 議案第32号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 7 認定第 1号 令和3年度東串良町一般会計歳入歳出決算認定について（委員長報告）
- 日程第 8 認定第 2号 令和3年度東串良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について（委員長報告）
- 日程第 9 認定第 3号 令和3年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算認定について（委員長報告）
- 日程第10 認定第 4号 令和3年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算認定について（委員長報告）
- 日程第11 認定第 5号 令和3年度東串良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について（委員長報告）
- 日程第12 認定第 6号 令和3年度東串良町水道事業会計歳入歳出決算認定について（委員長報告）
- 日程第13 委員会の閉会中の継続審査の件
- 日程第14 常任委員会の閉会中の所管事務の調査の件
- 日程第15 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

# 会 議 の 経 過

開 会 午前9時30分

議 長（田之畑）

ただいまから、本日の会議を開きます。  
直ちに議事に入ります。

~~~~~

◆ 日程第1 議員派遣の件

議 長（田之畑）

日程第1 議員派遣の件を議題とします。
お諮りします。

議員派遣の件は、会議規則第129条の規定により、別紙のとおり派遣することにし
たいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、別紙のとおり派遣することで可決されました。
お諮りします。

ただいま議決された議員派遣の件について、派遣目的、派遣場所、派遣期間、派遣議
員に変更があった場合、議長に一任されたいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件について、変更があった場合、議長に一任することに決定
しました。

~~~~~

## ◆ 日程第2 陳情第21号 岩弘中地区の道路整備に関する陳情書

議 長（田之畑）

日程第2 陳情第21号 岩弘中地区の道路整備に関する陳情書を議題とします。  
本件について、委員長の報告を求めます。  
教育産業常任委員会委員長 上園ミキ議員。

8番 上園議員。

8 番（上 園）

ただいま議題となりました陳情第21号 岩弘中地区の道路整備に関する陳情書について、委員会での審査結果を報告します。

本件の審査は9月8日に委員会を開き、陳情者及び建設課長等の立会いのもと、現地にて状況の確認を行い、陳情内容等について説明を受け、調査しました。

陳情箇所について、建設課長から県道側の入り口部分の幅員が3.4メートル（現況2.35メートル）、少し入ったところが3.1メートル（現況2.15メートル）、中ほどの一番狭いところが2.5メートル（現況1.80メートル）、突き当たり部分が3.3メートル（現況3.60メートル）で、延長約90メートルの里道であること。また、整備に当たっては、延長が約90メートルであることから過疎債の事業等が使えず、整備するとなると町単独の事業となることなど説明を受けました。

陳情者からは、集団墓地への墓参りや公民館への通行道路として、日常的に利用する人が多い。しかし、道が狭くでこぼこしており、特に高齢者などは通行に支障を来している。せんだっては救急車の中に入れないなど、救急搬送に苦慮することがあった。集落内の重要な生活道路であるので、軽トラが通行できるぐらい幅員を広げ、舗装などの整備をお願いしたいとの話がありました。

現地調査では、現況の幅員が狭く、また、排水溝がないため雨などで洗い出された石ころなどがあり、このことであちこちがでこぼこしている状況を確認しました。里道沿いに集団墓地があり、入り口の県道側には岩弘中地区の公民館があることから、地区民が日常的によく利用する生活道路であることが伺えました。

以上を踏まえ、審査した結果、本陳情の趣旨・内容については、願意は妥当であるとして、全会一致で採択すべきものと決定したところであります。

よろしく御審議のほどお願いいたします。

議 長（田之畑）

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから陳情第21号 岩弘中地区の道路整備に関する陳情書を採決します。

お諮りします。

この陳情に対する委員長報告は採択です。

この陳情は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、この陳情は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

~~~~~

◆ 日程第3 発議第7号 消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書

議 長（田之畑）

日程第3 発議第7号 消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書を議題とします。

本案について、趣旨説明を求めます。

宮地利雄議員。

9番 宮地議員。

9 番（宮 地）

ただいまから発議第7号について意見書の提出をいたします。

消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書であります。提出の理由は、中小企業団体を初め、税理士団体、農業者団体、文化芸術団体、全国のシルバー人材センターなど多くの専門家や団体、フリーランスのグループがインボイスの凍結、延期を、見直しを表明しております。このことから消費税インボイス制度の実施中止を求めるものであります。

特に本町といたしましては、和牛の生産農家、特に零細な農家は消費税の非課税であります。これらの農家も消費税を納めざるを得なくなる状況が問題でありますし、シルバー人材センターの課税問題も重大な問題となります。したがって、ぜひ本町議会もこのインボイス制度の実施中止あるいは再検討等を政府に求めるための意見書であります。よろしく御審議をお願いします。

議 長（田之畑）

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

会 議 の 経 過

8番 上園議員。

8 番（上 園）

提出者にお尋ねいたしますが、他のまちの状況はどんな状況かお尋ねいたします。

議 長（田之畑）

9番 宮地議員。

9 番（宮 地）

他の市町村の議会の動きという点については、私自身はつかんでおりませんが、一つ本町の議会の意思ということでよろしくお願ひしたいと思ひます。

議 長（田之畑）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから発議第7号 消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案とおり可決されました。

お諮りします。

ただいま議決されました発議第7号 消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その

会 議 の 経 過

整理を議長に委任されたいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任することに決定しました。

~~~~~

### ◆ 日程第4 議案第30号 東串良町過疎地域持続的発展計画の変更について

議 長 (田之畑)

日程第4 議案第30号 東串良町過疎地域持続的発展計画の変更についてを議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る6日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから議案第30号 東串良町過疎地域持続的発展計画の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

## 会 議 の 経 過

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

◆ 日程第5 議案第31号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議 長（田之畑）

日程第5 議案第31号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る6日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから議案第31号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~

### ◆ 日程第6 議案第32号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

## 会 議 の 経 過

議 長（田之畑）

日程第6 議案第32号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、町長からの提案理由の説明は、去る6日の会議で終わっておりますので、これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから議案第32号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

- ~~~~~
- ◆ 日程第 7 認定第1号 令和3年度東串良町一般会計歳入歳出決算認定について
  - ◆ 日程第 8 認定第2号 令和3年度東串良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
  - ◆ 日程第 9 認定第3号 令和3年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算認定について
  - ◆ 日程第10 認定第4号 令和3年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算認定について
  - ◆ 日程第11 認定第5号 令和3年度東串良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決

## 会 議 の 経 過

### 算認定について

- ◆ 日程第12 認定第6号 令和3年度東串良町水道事業会計歳入歳出決算認定について

#### 議 長（田之畑）

日程第7 認定第1号 令和3年度東串良町一般会計歳入歳出決算認定についてから、日程第12 認定第6号 令和3年度東串良町水道事業会計歳入歳出決算認定についてまでの6件を一括議題とします。

各件について、委員長の報告を求めます。

決算審査特別委員会委員長 宮地利雄議員。

9番 宮地議員。

#### 9 番（宮 地）

ただいま議題となりました認定第1号から認定第6号について、決算審査特別委員会での審査結果を報告をいたします。

別紙が届いていると思います。ごらんください。読み上げて報告に代えます。

決算審査特別委員会報告書。

9月6日に開会した令和4年第3回東串良町議会定例会（9月議会）の本会議において、委員8名で構成する決算審査特別委員会が設置され、令和3年度一般会計及び4特別会計並びに水道事業会計の決算書が付託されました。決算審査については、本委員会の審査結果が執行部において次年度の予算編成や行政執行に生かされるよう、9月議会の会期中に実施しました。

以下、審査の経過並びに結果について報告します。

本委員会は、令和4年9月13日・14日・15日の3日間において、各課長に令和3年度決算における特徴的・特殊的なところの説明を求めた後、成果説明書を主に質疑等による書類審査を行いました。

また、9月16日には令和3年度事業の成果等を把握するため、次の6か所の現地調査を実施しました。

東串良中学校正門側整備工事、池之原小学校用務員室改修工事、池之原小学校体育館防災機能強化工事、池之原小学校正門側のり面補強工事、農地耕作条件改善事業川西地区、新川西地区集落道改修工事。

審査に当たっては、次の点に主眼を置き、審査しました。

一、予算執行は計画的かつ効率的に行われたか。

一、予算計画に対する実績は妥当であり、かつ行政効果や経済効果はあったか。

一、町民にとって事業効果があったかなどです。

審査の結果、9月20日に開催した委員会において、令和3年度東串良町一般会計及び4特別会計並びに水道事業会計の決算は、全会一致で認定すべきものと決したところ です。

なお、決算の内容について審査し、業務の執行の適正を確保することは、住民の代表

## 会 議 の 経 過

であり、議決機関である町議会に与えられた権限です。このようなことから、決算審査における施策の評価や政策的提案を次のとおり行います。

執行部が次年度の予算編成において、決算の状況などを勘案した議会からの積極的な意見等を反映されることを望み、本委員会の報告とします。

### 1. 特に評価する意見のあった施策。

①財源を見出しながら各種事業が効果的に実施されている。

②消防自動車などの備品更新は、財産の処分が入札により適正になされている。

③庁舎の防災拠点機能強化のために雨戸が設置されるなど、災害時の対応が進められている。

④交差点カーブミラー設置や町道区画線補修などの交通安全対策事業は、町民や議会からの要望が整備に図られている。

⑤ふるさと納税は、ポータルサイトを増やす工夫をするなどして、増額したことにより、自主財源の確保と地域産業の振興に大きく寄与している。

⑥中高生政策アイデアコンテストや東串良町ツーリズム協議会による体験プログラムは、町内外に本町のPRが図られている。

⑦マイナンバーカードや合併処理浄化槽の普及率向上が図られている。

⑧町税等の徴収率が全体的に上がり、また、滞納処分の手続も取られている。

⑨国民健康保険では、レセプト点検の効果が出ている。

⑩コロナ感染症対策を講じながら、介護予防事業のころばん体操やひらめき体操、認知症総合支援の認知症カフェが実施され、地域で安心して過ごせる活動が図られている。

⑪町単独事業の農林漁業振興支援補助金により、農業者等の施設整備や機械導入の支援が図られている。

⑫農道や生活道路などの陳情箇所は、補助事業を活用しながら整備が図られている。

⑬中学校正門側整備を初め、各小学校体育館防災機能強化工事など、小中学校の施設整備は利用しやすい工夫が図られている。

### 2. 特に指摘の政策的提案について。

①消防組合市町負担金の算出方法の見直しについて、構成市町と協議を進め、負担金の公平性に努められたい。

②本町の安定した行財政運営のために、今後とも地方交付税や国有資産等所在市町村交付金、石油貯蔵施設立地対策等交付金等の制度維持を引き続き政府に強く求められたい。また、石油貯蔵施設立地対策等交付金については、一般財源化への取組として全国石油備蓄協議会等での積極的な要望活動に努められたい。

③コロナ感染症対策における施策で、非課税世帯への臨時特別給付金は国策として実施されているが、長引くコロナ禍と物価高は家計への影響を与えているので、町単独事業による課税世帯への給付金を検討されたい。

④耐用年数30年を経過している志布志石油備蓄基地については、安全性の対策など、国への積極的な働きかけに努められたい。

⑤再任用職員の人事配置については、職員がこれまで培ってきたノウハウや資質が生かされるように適材適所に配慮されたい。

## 会 議 の 経 過

⑥町営プールの老朽化に対する施策や柏原地区振興対策などを初め、町の施設を建設するときは、計画・立案にも住民の声を反映させる仕組みづくりに努められたい。

⑦耕作地内への空き缶・空き瓶の不法投棄を撲滅させる方策を図られたい。

⑧徴収の専門員を配置し、徴収の強化を図るためにも滞納処分を積極的に進め、不納欠損の縮減を図り、税の公平性に努められたい。

⑨松林内のマツケムシ対策として、適期に防除を行うよう対策強化を図られたい。

⑩農業委員会においては、水土里サークル事業との連携を図りながら、耕作放棄地の発生防止と解消に継続的に努められたい。特に、川東南部と松林周辺の耕作放棄地の対策を強化されたい。

⑪鳥獣被害防止対策については、捕獲方法を工夫し、実績を上げられたい。

⑫農業公社を設置して、I・Uターンの受入れ体制を確立し、新規就農者や農業後継者の育成に努められたい。

⑬池之原団地については、跡地利用の用途を早急に決定し、町民福祉に貢献する事業を図られたい。

⑭水道事業会計は赤字決算となっているが、急激な水道料金値上げにならないように検討されたい。

⑮児童生徒の個性を伸ばす指導を工夫しながら、学力・体力向上について、継続的な対策を講じられたい。

⑯学校給食の食材は、つくり手の顔が見えるような地産地消に努め、一層食育活動に力を入れられたい。

⑰総合的な学習の時間や文化祭などで、芸術活動を行っている町出身者や町にゆかりのある人の活用を図られたい。

以上であります。よろしく御審議願います。

議 長（田之畑）

ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

質疑なしと認めます。

これから各件ごとに討論、採決を行います。

まず、認定第1号 令和3年度東串良町一般会計歳入歳出決算認定について、これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

## 会 議 の 経 過

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから、認定第1号 令和3年度東串良町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛 成 者 起 立）

議 長（田之畑）

起立多数です。

したがって、本件は認定することに決定しました。

次に、認定第2号 令和3年度東串良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから、認定第2号 令和3年度東串良町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛 成 者 起 立）

議 長（田之畑）

起立多数です。

したがって、本件は認定することに決定しました。

次に、認定第3号 令和3年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算認定について、これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長（田之畑）

## 会 議 の 経 過

討論なしと認めます。

これから、認定第3号 令和3年度東串良町介護保険事業（保険事業勘定）特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 長（田之畑）

起立多数です。

したがって、本件は認定することに決定しました。

次に、認定第4号 令和3年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算認定について、これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

これから、認定第4号 令和3年度東串良町介護保険事業（サービス事業勘定）特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 長（田之畑）

起立多数です。

したがって、本件は認定することに決定しました。

次に、認定第5号 令和3年度東串良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長（田之畑）

討論なしと認めます。

## 会 議 の 経 過

これから、認定第5号 令和3年度東串良町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 長 (田之畑)

起立多数です。

したがって、本件は認定することに決定しました。

次に、認定第6号 令和3年度東串良町水道事業会計歳入歳出決算認定について、これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

討論なしと認めます。

これから、認定第6号 令和3年度東串良町水道事業会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。

委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

議 長 (田之畑)

起立多数です。

したがって、本件は認定することに決定しました。

~~~~~

◆ 日程第13 委員会の閉会中の継続審査の件

議 長 (田之畑)

日程第13 委員会の閉会中の継続審査の件を議題とします。

総務民生常任委員長から目下、委員会において審査中の事件について、会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続審査の申出があります。

会 議 の 経 過

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

~~~~~

### ◆ 日程第14 常任委員会の閉会中の所管事務の調査の件

議 長 (田之畑)

日程第14 常任委員会の閉会中の所管事務の調査の件を議題とします。

各委員長から所管事務のうち、会議規則第75条の規定により、お手元に配りました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議 長 (田之畑)

異議なしと認めます。

したがって、各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

~~~~~

◆ 日程第15 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

議 長 (田之畑)

日程第15 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

委員長から会議規則第75条の規定により、お手元に配りました本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項及び議長の諮問に係る事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

会 議 の 経 過

議 長（田之畑）

異議なしと認めます。

したがって、委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

~~~~~  
議 長（田之畑）

これで、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

令和4年第3回東串良町議会定例会を閉会します。

閉 会            午前10時03分